

男女共同参画社会の実現をめざす

第3次富田林市男女共同参画計画

ウイススプラン



はじめに

すべての人が性別にかかわらず、互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、自らの意思によって個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、私たちが協力して取り組むべき重要課題です。

本市では、これまで、平成9（1997）年に第1次計画である「女性行動計画ウィズプラン」を、平成19（2007）年に第2次計画として「男女共同参画計画」を策定するとともに、平成23（2011）年には「男女が共に生きやすい社会づくりを推進する条例」を施行するなど、市民の皆様とともに、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいりました。



このたび策定しました「第3次男女共同参画計画」は、社会状況の変化に対応した今後の本市の男女共同参画施策のあり方及び方向性を示す基本計画として、また平成27（2015）年9月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に定める「女性活躍推進計画」としての役割も担う計画となっています。

今後は、本計画に基づき、従来からの「女性のエンパワーメント支援」に加え、「女性の活躍に向けた環境づくり」のさらなる推進など、さまざまな施策を積極的に展開し、女性も男性も誰もが働きやすく生きやすい社会の実現に向けて、取り組みを進めてまいりますので、市民の皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、意識調査等を通じて貴重なご意見をいただいた市民の皆様をはじめ、多大なご尽力を賜りました「男女が共に生きやすい社会づくりを推進する審議会」委員の皆様へ、心からお礼を申し上げます。

平成29（2017）年3月

富田林市長 **多田 利喜**

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	策定の背景	2
(1)	男女共同参画を取り巻く社会潮流	2
(2)	世界の動き	4
(3)	国・府の取り組み	4
(4)	富田林市の取り組み	6

第2章 富田林市の現状と課題

1	富田林市の現状	7
2	富田林市の男女共同参画の課題	14

第3章 計画の基本的な考え方

1	計画の位置づけ	28
2	計画期間	28
3	基本理念	29
4	強調する視点	30
5	重点目標	31
6	施策の体系	32

第4章 施策の展開

重点目標 1	女性の活躍に向けた環境づくりの推進	34
(1)	働く場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進	35
(2)	子育て支援の充実	37
(3)	介護者支援の充実	38
(4)	女性の職業生活における活躍支援	39

重点目標 2 政策・方針決定過程等における女性の活躍支援	40
(5) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	41
(6) 女性の人材育成	42
重点目標 3 男女が安心して暮らせるまちづくりの推進	44
(7) 性の尊重と母性保護の促進	45
(8) 生涯を通じた心身の健康づくりへの支援	46
(9) さまざまな困難を抱える人への支援	47
重点目標 4 女性に対するあらゆる暴力の根絶	49
(10) 女性に対するあらゆる暴力の防止と根絶	50
(11) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進	51
重点目標 5 男女共同参画のための意識啓発の推進	52
(12) 社会制度・慣行の見直しと意識啓発の推進	53
(13) 男女共同参画の教育・学習の推進	55

第5章 計画の推進

1 庁内推進体制の強化	57
2 市民、事業者、教育関係者、関係機関との連携による推進	57
3 施策の進行管理	57

参考資料

日本国憲法（抜粋）	62
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	
（女子差別撤廃条約）	63
男女共同参画社会基本法	69
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	
（DV防止法）	73
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	
（女性活躍推進法）	81
富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する条例	87
富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する審議会規則	89
富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する審議会名簿	90
「第3次富田林市男女共同参画計画」策定経過	91
男女共同参画のあゆみ（年表）	92
用語解説	96

* 本文中の※印の語句については、96ページ以降に用語解説を掲載しています。



計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では、少子高齢化が急速に進行し、人口減少が進むなか、地域社会・経済活動などあらゆる分野での女性の活躍が今まで以上に期待されています。また、共働きや単身、ひとり親世帯の増加等の家族形態の変化、個人の価値観やライフスタイルの多様化、さらに性の多様性の顕在化等、男女共同参画を進めるうえで従来より、よりきめ細かな施策の展開が求められています。

このようななかで、平成 27 (2015) 年に、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できるよう、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が成立したことで、わが国における男女共同参画社会*の実現に向けた取り組みは新たな段階に入ったと言えます。

本市では、「富田林市男女共同参画計画」が平成 28 (2016) 年度で終了することから、新たに「第3次富田林市男女共同参画計画」を策定し、社会状況の変化に対応した今後の男女共同参画施策の方向性やあり方を示すことで、「富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する条例」がめざす男女が共に生きやすい社会の実現をめざしていきます。

2 策定の背景

(1) 男女共同参画を取り巻く社会潮流

① 日本社会全体における状況の変化と女性活躍推進法

少子高齢化や人口減少に伴う労働力の不足、年金・医療・介護サービスの維持といった社会保障の問題など、さまざまな課題が生じています。一方、長引くデフレにより、経済成長が実現できていませんでしたが、企業収益は回復傾向にあることから、今後ますます、人材の育成、活用が重要であり、女性が持つ能力の開発と、それを発揮できる環境整備の必要性が増しています。

こうした状況下、国では、女性の力を「わが国最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置付け、「日本再興戦略 改訂 2014」に、女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの構築について盛り込みました。これを受け、働くことを希望する女性が、職業生活においてその個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう、「女性活躍推進法」が平成 27 (2015) 年に成立しました。

② ライフスタイルの多様化や世帯構造の変化

平成 9 (1997) 年に、共働き世帯が男性片働き世帯を上回って以降、共働き世帯は年々増加しているなど、個人の生き方は多様化しています。加えて、従来からの「夫は仕事、妻は家庭」という固定的な性別による役割分担の下では、事実上女性が多くを担う家事、子育て、介護等の負担が重くなっていくことなども想定されます。そのような中で、男女の多様な生き方を可能とする社会への転換が求められています。

一方、晩婚化、未婚化や高齢者人口の増加による単身世帯、離婚等によるひとり親世帯が増加しており、特に女性については、出産、育児、介護等による就業の中断や非正規雇用が多いことなどを背景として、貧困等の生活上の困難に陥りやすい状況にあることが指摘されています。

さらに、近年、LGBTなど性的マイノリティ^{*}に関するさまざまな報道が行われるようになり、誰もが個人として尊重されるよう、多様な性のあり方について理解を広めていく取り組みが求められています。

③ 男性の仕事と生活を取り巻く状況

働く女性の増加など、女性を取り巻く環境は大きく変化していますが、女性の参画は期待されるほど進んでいません。その大きな原因として、固定的な性別役割分担意識^{*}、男女の能力や適性に関する固定的な見方やさまざまな社会制度・慣行があります。特に、長時間労働は、家事、子育て、介護等への男性の参画を困難にし、女性が仕事と生活を両立することを難しくしていると同時に、地域コミュニティへの参加、本人の健康保持等を含めた、男性自身の仕事と生活の調和^{*}の実現を阻む要因になっています。

④ 東日本大震災等の経験から得た教訓

東日本大震災等では、物資の備蓄、提供や避難所の運営等において、女性の視点に立った対応が十分ではなかったなど、さまざまな課題が明らかになりました。これらの経験から、防災・復興における政策・方針決定過程への女性の参画、災害対応における男女共同参画の視点が重要であることが、改めて認識されました。

⑤ 女性に対する暴力をめぐる状況

インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS^{*}」という。）など、女性に対する暴力は多様化しており、これを利用したデートDV、プライベート画像の流出といった性犯罪等の新たな形の暴力に対しても的確に対応していく必要があります。

(2) 世界の動き

国際連合（以下「国連」という。）は、昭和 50（1975）年を「国際婦人年^{*}」と定め、メキシコで開催された「国際婦人年世界会議」において「平等・開発・平和」を目標とした「世界行動計画」が採択されるなど、女性の自立と地位向上をめざした世界的な議論が展開されました。そして、昭和 54（1979）年の国連総会では、男女の完全な平等の達成に貢献するため、女性に対するあらゆる差別の撤廃を目的とした「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約^{*}」という。）が採択されました。

平成 7（1995）年に北京で開催された第 4 回世界女性会議において「北京宣言及び行動綱領」が採択され、平成 17（2005）年の「第 49 回国連婦人の地位委員会^{*}（北京+10）」及び平成 22（2010）年の「第 54 回国連婦人の地位委員会（北京+15）」で、女性の自立と地位向上に向けた取り組みを引き続き推進していくことが確認されました。さらに、平成 27（2015）年 3 月に開催された「第 59 回国連婦人の地位委員会（北京+20）」においては、「第 4 回世界女性会議から 20 周年にあたっての政治宣言」が採択されました。

さらに、国連は平成 27（2015）年 9 月に「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ^{*}」を採択し、人間、地球及び繁栄のための行動計画として「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げました。この目標には「ジェンダー^{*}の平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント^{*}を図る」が位置づけられています。

このように、国連において、地球規模の問題解決のためには、女性の地位向上と参画が不可欠であることが認識され、昭和 50（1975）年の「国際婦人年」から現在に至るまで、継続的な動きが取られています。

(3) 国・府の取り組み

国においては、昭和 52（1977）年に初の「国内行動計画」を策定し、以後、国際的な動きを受けて、国内でも総合的、体系的な取り組みを進めてきました。

昭和 60（1985）年に「女子差別撤廃条約」を批准し、平成 8（1996）年に「男女共同参画 2000 年プラン」を策定しました。平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法^{*}」が成立し、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会^{*}の実現を、21 世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において施策の充実や法整備に取り組んできました。

しかし、男女格差を測る国際的指数 GGI（ジェンダー・ギャップ指数）をみると、平成 27（2015）年現在、日本は 145 か国中 101 位と非常に低く、国際社会において日本のジェンダー平等政策は大きく後れをとっていると言わざるをえません。

一方で、平成 27 (2015) 年 8 月には「女性活躍推進法」が成立し、国における男女共同参画社会^{*}の実現に向けた取り組みは新たな段階に入りました。同年 12 月に策定された「第 4 次男女共同参画基本計画^{*}」では、「あらゆる分野における女性の活躍」を柱の一つとして、その推進のために男性中心型の労働慣行を変革する必要性を強く打ち出すとともに、さまざまな困難を抱えた女性への支援や女性に対するあらゆる暴力の根絶なども改めて強調しています。

大阪府では、昭和 56 (1981) 年に「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」を、昭和 61 (1986) 年に「女性の地位向上のための大阪府第 2 期行動計画—21 世紀をめざす大阪府女性プラン」を、平成 3 (1991) 年に「男女協働社会の実現をめざす大阪府第 3 期行動計画—女と男のジャンプ・プラン」を、さらに平成 9 (1997) 年には、北京行動綱領等を踏まえ「新女と男のジャンプ・プラン」を策定して施策の推進に取り組んできました。

平成 10 (1998) 年には、「大阪府男女協働社会づくり審議会」(平成 14 (2002) 年に「大阪府男女共同参画審議会」に改称)を設置し、男女共同参画をめぐるさまざまな課題に的確に対応していくため、平成 13 (2001) 年に「男女共同参画社会基本法^{*}」に基づく「おおさか男女共同参画プラン」を策定するとともに、平成 14 (2002) 年に府民や事業者がともに男女共同参画社会の実現をめざす指針となる「大阪府男女共同参画推進条例」を制定しました。

その後、平成 23 (2011) 年に「おおさか男女共同参画プラン (2011-2015)」を策定し、大学、企業、経済団体等と連携・協働し、大阪全体で男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進してきました。また、大阪府内における女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みを効果的かつ円滑に実施するため、平成 27 (2015) 年 7 月に「OSAKA 女性活躍推進会議」を設置し、同年 9 月には大阪府全体で女性の活躍推進の機運を盛り上げるため、「女性が輝く OSAKA 行動宣言」を発表しました。そして、平成 28 (2016) 年に、あらゆる分野の女性の活躍を、計画全体にわたる視点として冒頭に位置付けた「おおさか男女共同参画プラン (2016-2020)」を策定しました。

(4) 富田林市の取り組み

本市における男女共同参画の推進は、昭和 61 (1986) 年から、関係部局が連携を図りながら取り組んできました。その後、平成 7 (1995) 年に女性政策係 (現在の男女共同参画係) を新設するとともに、全庁的な組織である「女性施策推進本部」 (現在の男女共同参画施策推進本部) を設置し、女性施策を推進する体制を整備してきました。

また、平成 3 (1991) 年には「女性問題についての市民意識調査」を実施し、その後も継続的に実施して男女共同参画に関する市民意識の把握に努めています。

さらに、男女共同参画をめざして活動するグループ、団体の自主活動や情報交換、交流のための活動拠点の場として、平成 12 (2000) 年に「富田林市女性交流室ウィズ」 (平成 19 (2007) 年に「富田林市男女共同参画センターウィズ」 (以下「男女共同参画センターウィズ」という。) に改称) を開室し、市民による自主的な活動を支援しています。

このような本市における男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、平成 8 (1996) 年に「富田林市女性問題懇談会」からの「女性政策の推進をめざす提言書」を受けて、平成 9 (1997) 年に「富田林市女性行動計画ウィズプラン」を策定しました。その後、平成 19 (2007) 年には、この女性行動計画の後継計画となる「富田林市男女共同参画計画」 (以下「前計画」という。) を策定しました。

そして、平成 23 (2011) 年には、男性にとっても女性にとっても生きやすい社会の実現をめざす「富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する条例」を制定しました。条例では、本市において男女共同参画を推進していくうえでの基本理念を定め、市並びに市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めています。



第2章

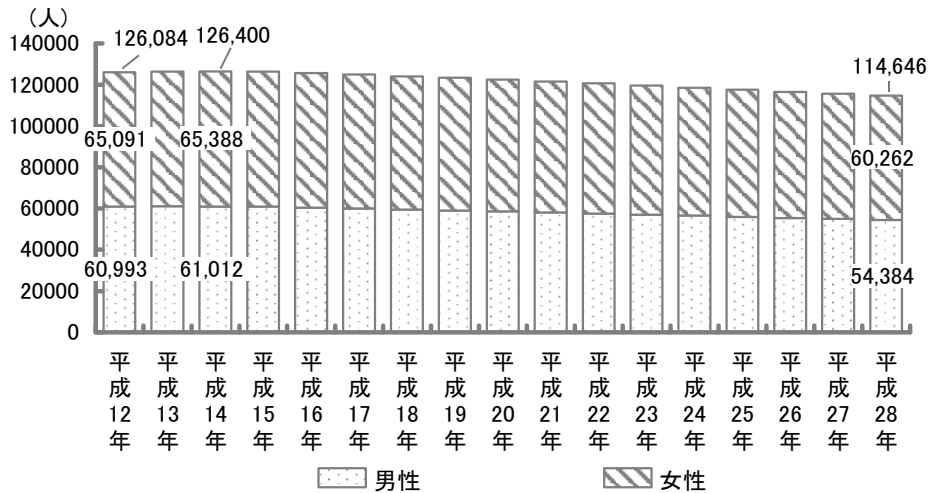
富田林市の現状と課題

1 富田林市の現状

(1) 人口の状況

本市の人口は、平成 14（2002）年をピークに翌年以降減少が始まり、近年では前年比約 1%の減少が続いています。平成 28（2016）年には 11 万 4,646 人と、ピーク時と比較すると 1 万人以上減少しています。

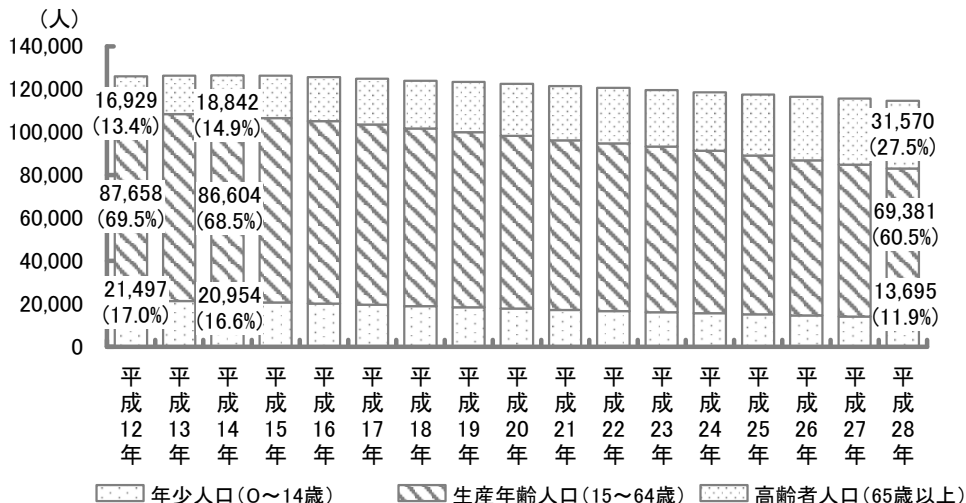
図表 1 本市の人口の推移（各年 4 月 1 日現在）



資料：富田林市人口ビジョン、住民基本台帳人口

年齢 3 区分別の人口構成比の推移をみると、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）は減少している一方、高齢者人口（65 歳以上）は年々増加しています。

図表 2 本市の年齢 3 区分別人口構成比の推移（各年 4 月 1 日現在）

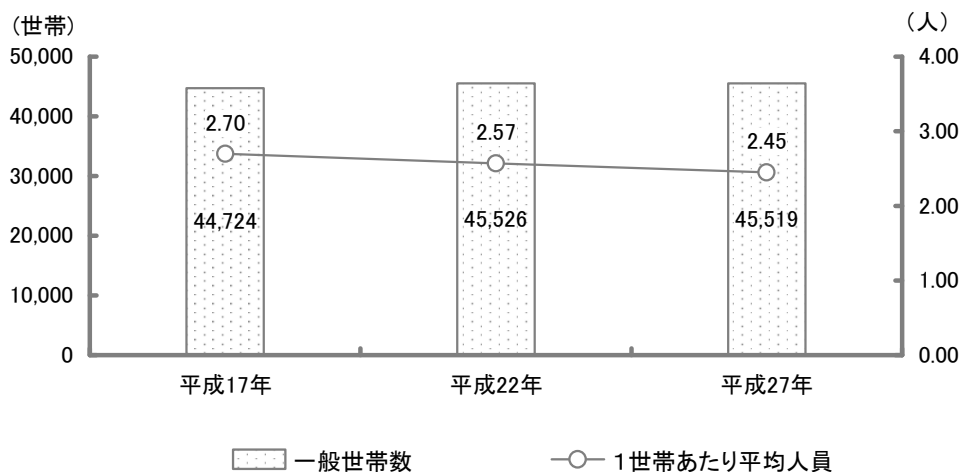


資料：富田林市人口ビジョン、住民基本台帳人口

(2) 世帯の状況

一般世帯数及び1世帯あたりの平均人員は、人口が減少しているなか、一般世帯数が横ばいとなっているため、1世帯あたりの平均人員は減少し、平成27（2015）年には2.45人となっています。

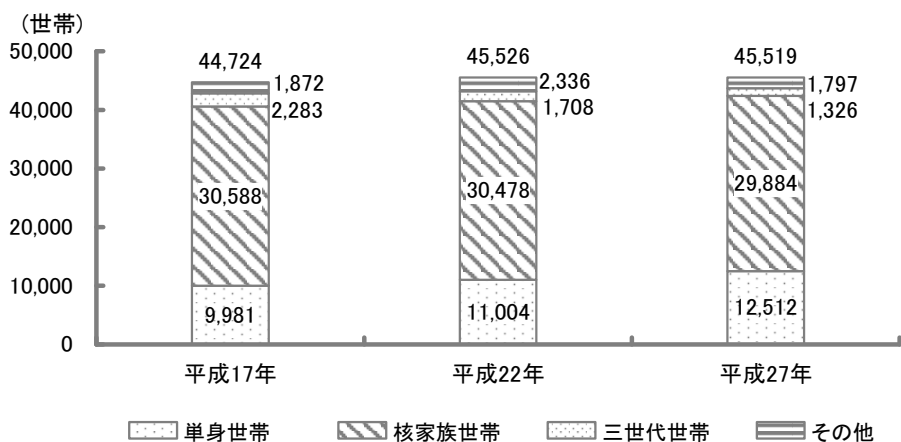
図表3 本市の一般世帯数と世帯人員の推移



資料：総務省「国勢調査」

世帯区分の推移をみると、単身世帯が増加傾向にあります。一方、三世帯世帯は減少傾向をみせており、平成27（2015）年には1,326世帯となっています。

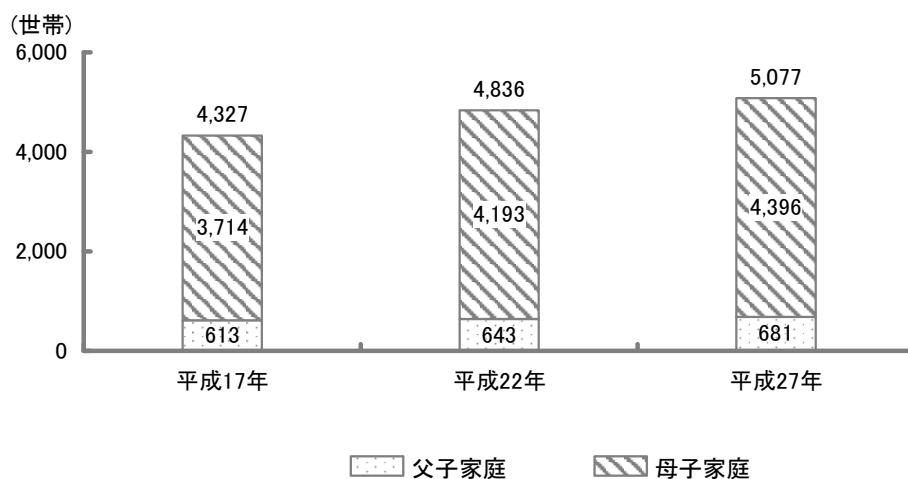
図表4 本市の一般世帯数と世帯区分の推移



資料：総務省「国勢調査」

ひとり親家庭の数は年々増加しており、平成 27 (2015) 年で母子家庭が 4,396 世帯、父子家庭が 681 世帯となっています。

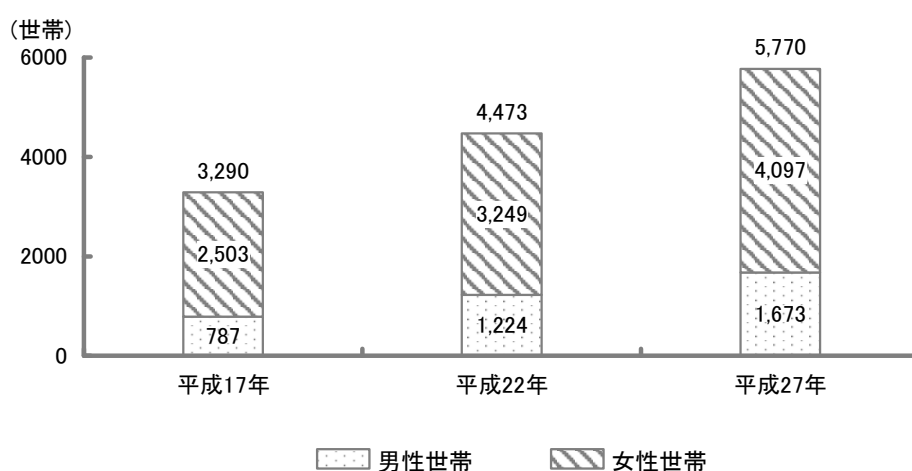
図表 5 本市のひとり親家庭の推移



資料：総務省「国勢調査」

高齢者単身世帯は、男女とも増加しており、平成 17 (2005) 年から平成 27 (2015) 年の 10 年間で男性世帯は約 2.1 倍、女性世帯は約 1.6 倍となっています。

図表 6 本市の高齢者単身世帯の推移

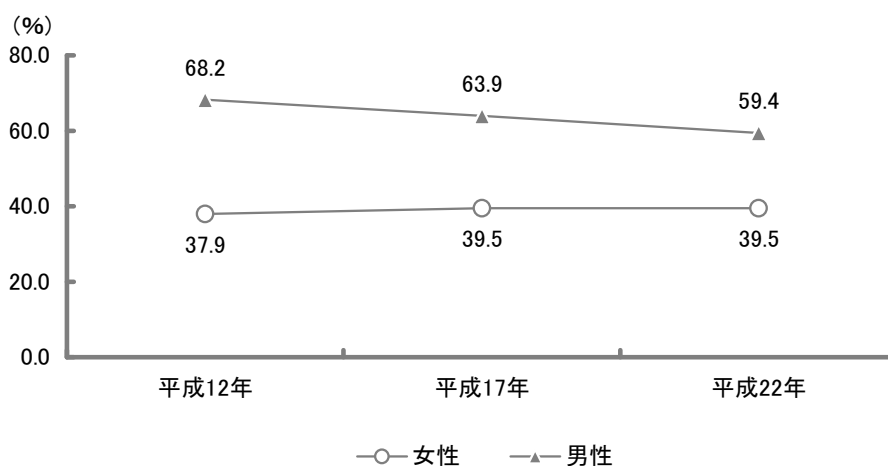


資料：総務省「国勢調査」

(3) 就労の状況

性別就業率をみると、女性の就業率は依然として男性を下回っています。男性の就業率は減少していますが、女性の就業率は増加傾向にあり、平成 22 (2010) 年には 39.5% となっています。

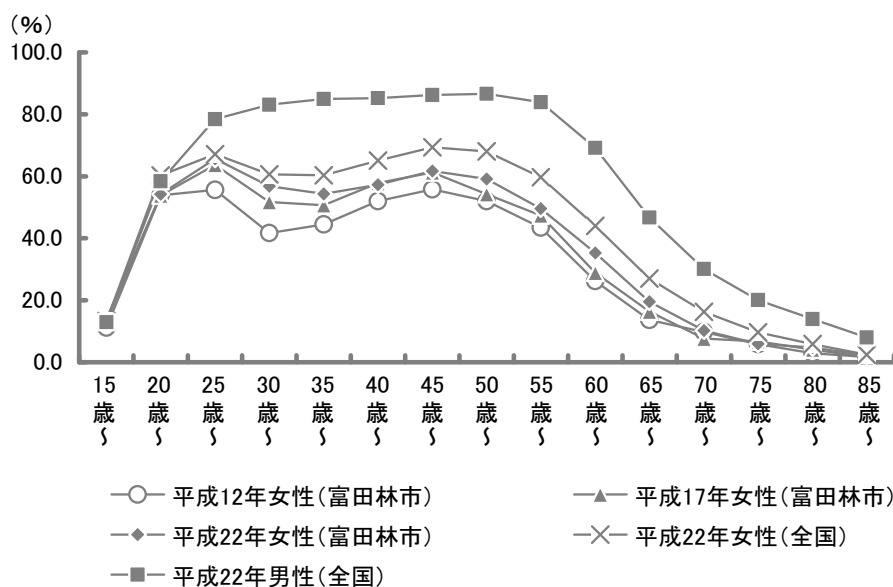
図表 7 本市の性別就業率の推移



資料：総務省「国勢調査」

本市の女性の就業率を年齢別で見ると、30歳代での就業率の落ち込みは徐々にゆるやかになっていますが、30歳代を底とするM字カーブ※を描く傾向が続いています。

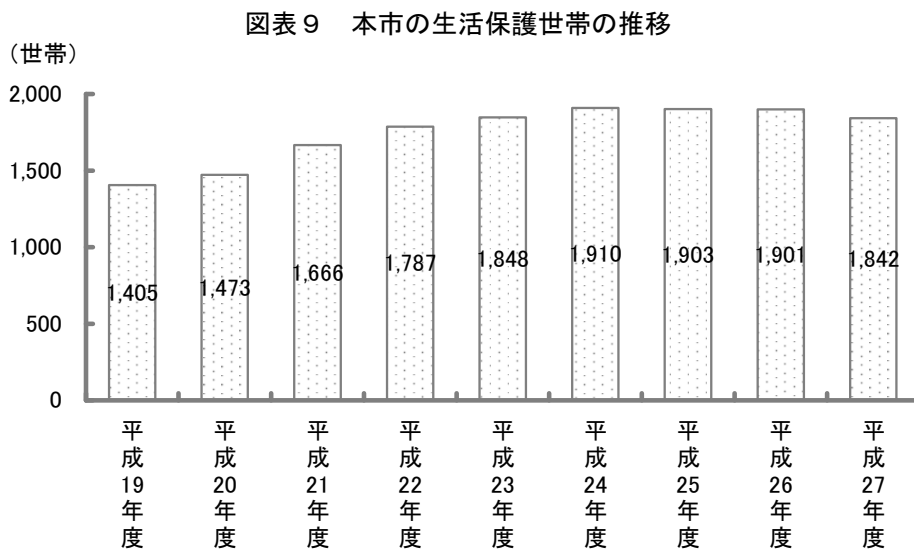
図表 8 女性の年齢別就業率の推移【富田林市・全国】



資料：総務省「国勢調査」

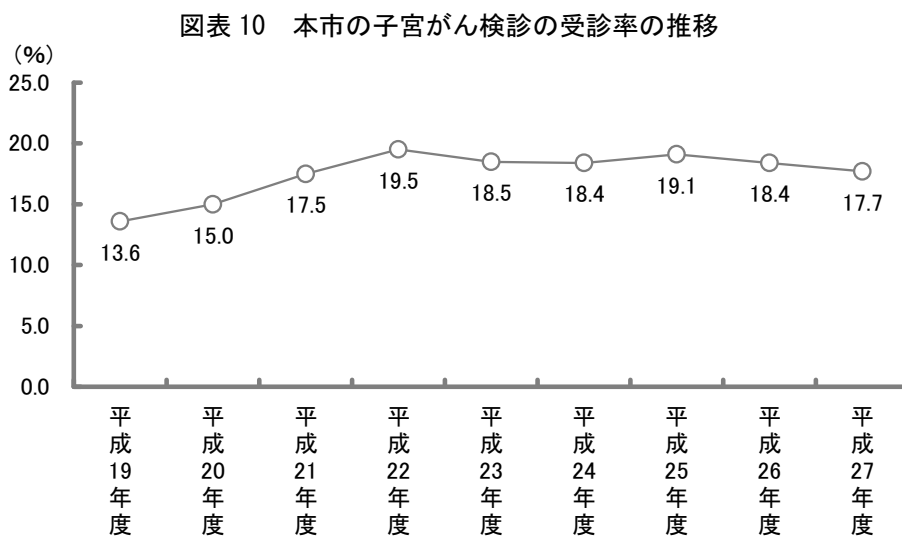
(4) 生活支援や健康づくりの状況

生活保護世帯数の推移をみると、平成 19 (2007) 年度から平成 24 (2012) 年度の 5 年間で約 500 世帯増加しており、平成 25 (2013) 年度からは減少傾向にあります。



資料：生活支援課資料

子宮がん検診の受診率は、近年は約 18~19%で推移しています。



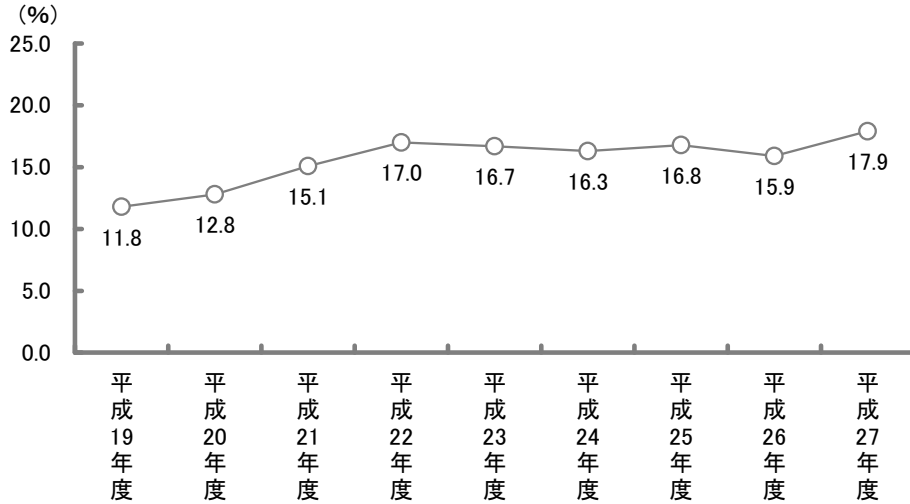
※受診率は、市が実施する検診の受診者数

※子宮がん検診は、平成 17 (2005) 年度より隔年受診

資料：健康づくり推進課資料

乳がん検診の受診率は、平成 19（2007）年度から平成 27（2015）年度の 8 年間で約 6 ポイント増加しており、平成 27（2015）年度では 17.9% となっています。

図表 11 本市の乳がん検診の受診率の推移



※受診率は、市が実施する検診の受診者数

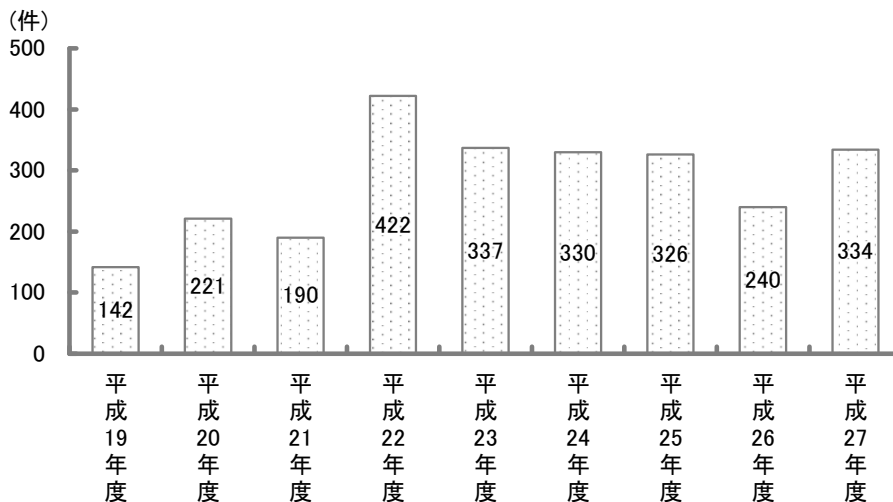
※乳がん検診は、平成 17（2005）年度より隔年受診

資料：健康づくり推進課資料

（５）配偶者等に対する暴力の状況

DV相談件数は、近年は 300 件前後で推移しています。

図表 12 本市のDV相談件数の推移



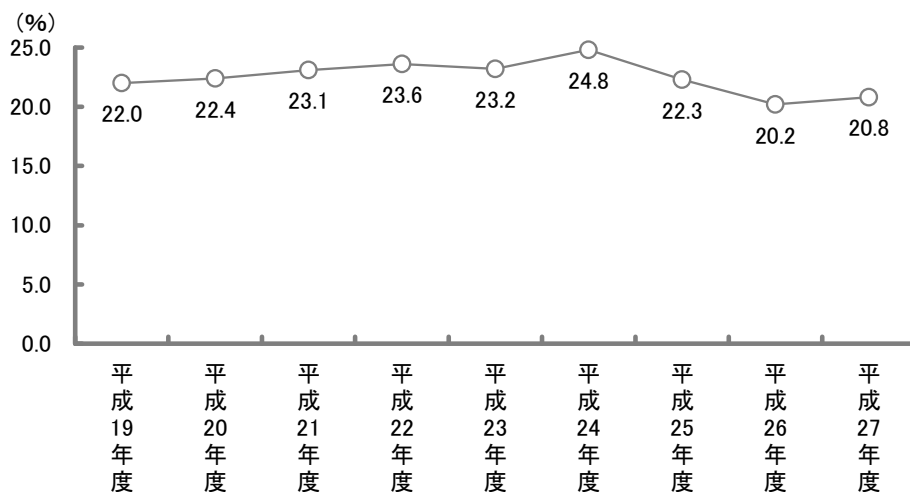
※平成 27（2015）年度は府女性相談センター受付分（34 件）を含む

資料：人権政策課資料

(6) 女性の活躍の状況

本市の審議会等の女性登用率は、約 20～25%で推移しています。

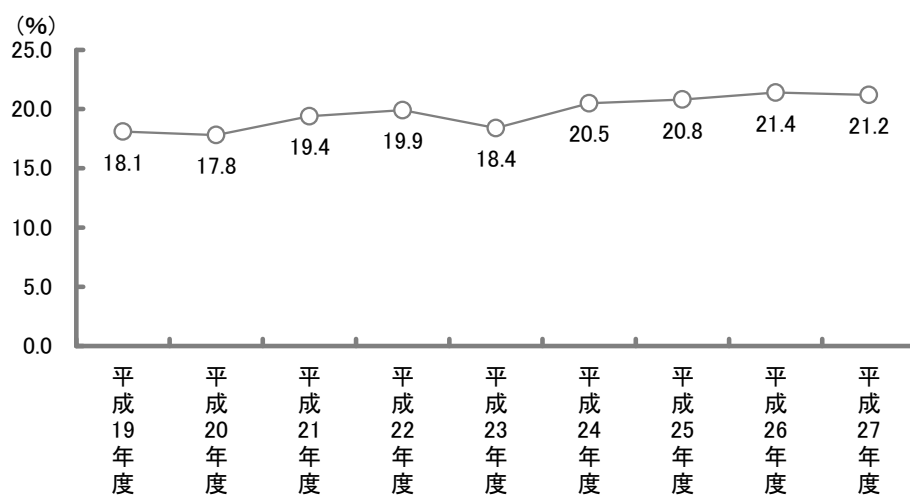
図表 13 本市の審議会等の女性登用率の推移



資料：人権政策課資料

本市職員の管理職に占める女性の割合（課長代理級以上）は、約 18～21%で推移しています。

図表 14 本市職員の管理職に占める女性の割合（課長代理級以上）の推移



資料：人事課資料

2 富田林市の男女共同参画の課題

前計画（平成 19～28 年度）では、「人権の尊重と性差別撤廃による男女共同参画社会*の形成」を基本理念に、6つの重点目標を定め、施策を展開してきました。平成 27（2015）年度に実施した「男女共同参画に関する市民アンケート」（以下、「市民アンケート」という。）などから、前計画における6つの重点目標ごとに、本市における男女共同参画の課題をまとめました。

（1）男女共同参画のための意識形成の促進

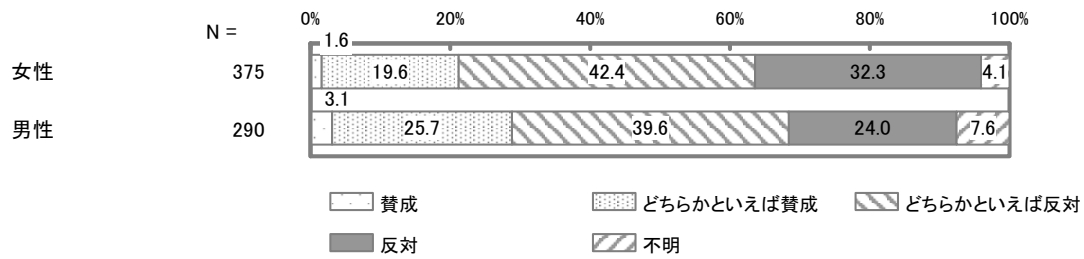
【これまでの取り組み】

- ・男女が共に生きやすい社会の実現に向けて、男女共同参画にかかる法律、制度の理解や、性別による固定的な役割分担意識の解消などを促進するため、広報誌、ウェブサイト、啓発リーフレットなどによるさまざまな媒体の活用とともに、男女共同参画センターウィズにおいての情報提供などを通じて、意識啓発に努めてきました。
- ・男女共同参画講座を多くの方が参加しやすいように、幅広いテーマで開催し、男女共同参画フォーラムや研修会を市民との協働で開催するなど、男女共同参画意識の浸透を図ってきました。
- ・男女共同参画意識を浸透させるため、道徳教育、人権学習の中でも男女の違いを尊重し、共に生きるための資質向上を図る教育の推進に努めるとともに、保育士、教職員を対象とした研修を実施し、男女平等教育の推進を図ってきました。

【現状】

- ・「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識に賛成する人は、女性で約2割、男性で約3割となっていますが（図表 15）、家事、子育て、介護といった仕事を「主に妻」が担っています。（図表 16）
- ・「学校教育」において、男女とも約8割が「男女平等」と感じているのに対し、「会社や職場」「社会のしきたりや慣習」などといった場面で「男女平等でない」と感じている人が多くいます。（図表 17）
- ・子どもに期待する資質として、「仕事に生きがいを見出せる人」「社会に役立つ人」「指導力がある人」などの割合が女の子で顕著に低くなっており、大人から子どもに対する性別役割分担意識がうかがえます。（図表 18）

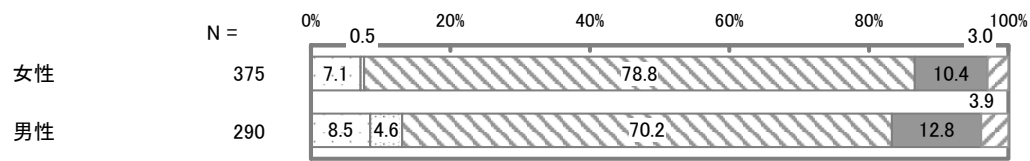
図表 15 「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担意識についての賛否



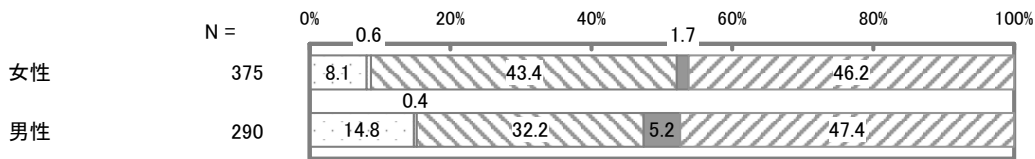
資料：市民アンケート

図表 16 家庭生活での役割分担

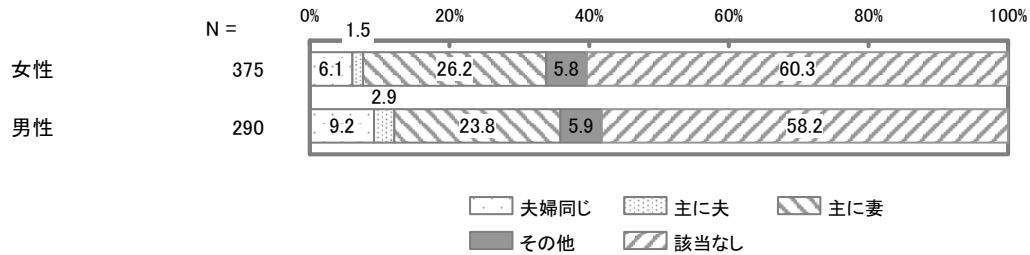
①炊事、洗濯、掃除等



②育児、子どもの教育等



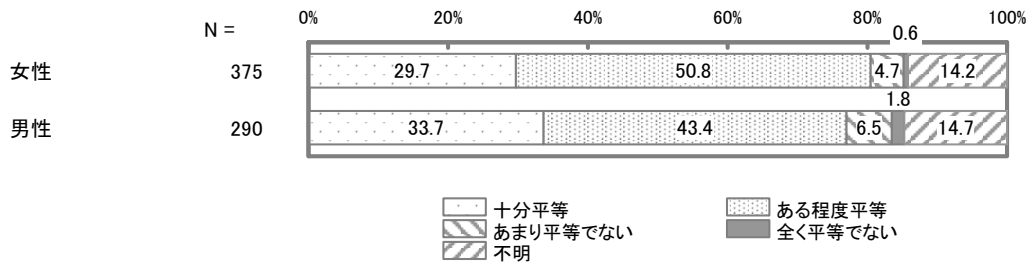
③高齢者や病人の介護



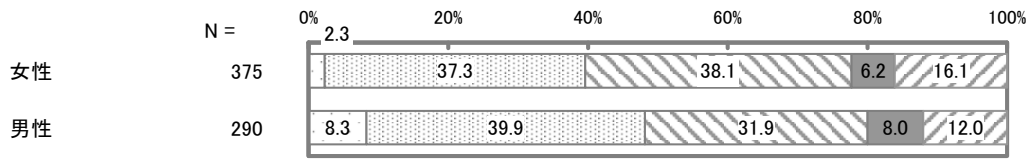
資料：市民アンケート

図表 17 男女平等と感じるかについて

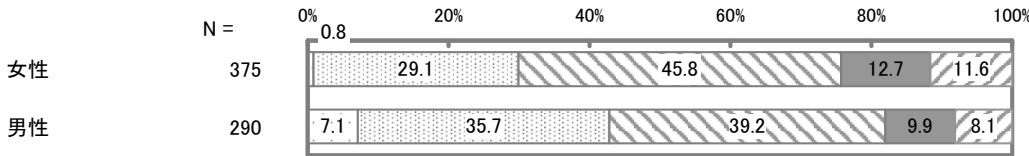
①学校教育



②会社や職場



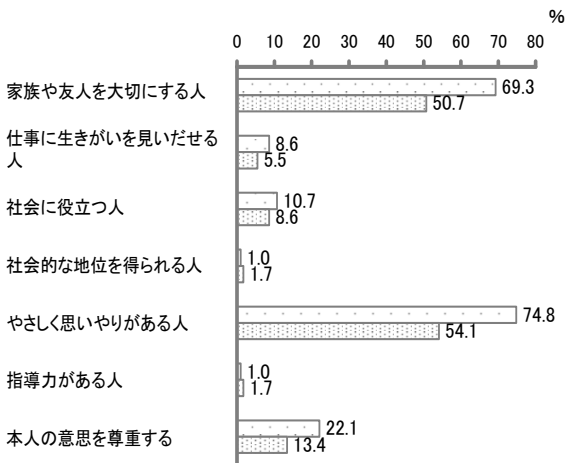
③社会のしきたりや慣習



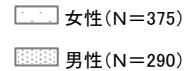
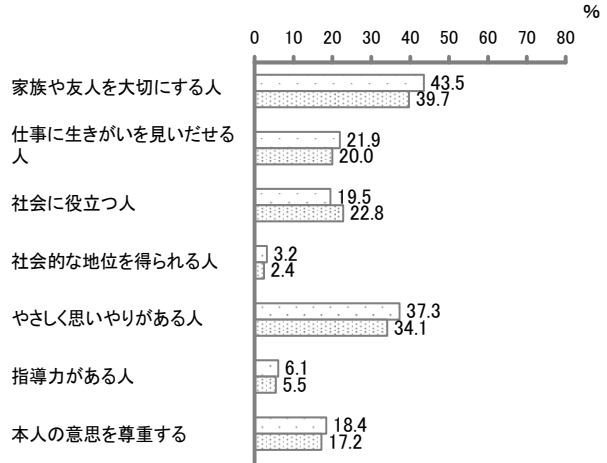
資料：市民アンケート

図表 18 子どもに期待する資質について（2つまで選択）

【女の子の場合】



【男の子の場合】



資料：市民アンケート

【課題】

- ・男女の固定的な性別役割分担意識※が根強く残っており、社会制度・慣行等に影響を与えているため、男女共同参画のためのさらなる意識啓発が必要です。
- ・職場や社会の慣習といった分野における男女共同参画を、さらに進めるための環境づくりが必要です。
- ・子どもが固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、生き方を選択できるよう支援するためには、保護者の意識の向上を含め、学校、家庭、地域、職場における教育、学習の果たす役割がきわめて重要な意義を持つため、一人ひとりが男女共同参画についての正しい認識や自立の意識を持つことが必要です。

(2) 政策・社会参画と経済的自立の促進

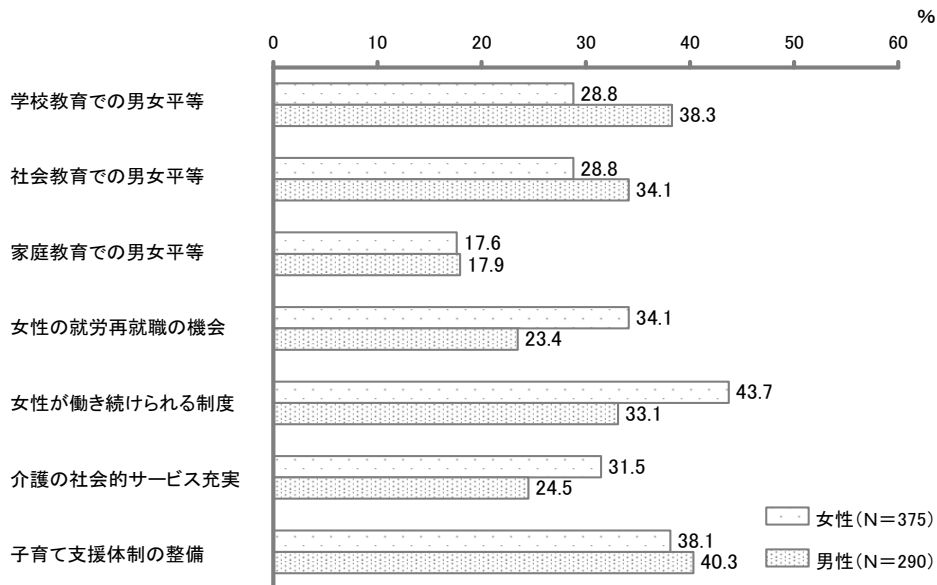
【これまでの取り組み】

- ・市の審議会等への女性の登用率の目標を 30%とし、委員構成の見直しの検討を促すなど、女性委員の登用の推進に向けた取り組みを全庁的に進めてきました。
- ・女性への就労支援として、家事、子育て、介護等の家庭生活が両立できるような職場環境づくりへの啓発や、女性の起業支援に関する情報提供を行ってきました。
- ・市職員における仕事と家庭生活の両立ができる職場環境づくりの取り組みとして、制度の周知や利用を促してきました。
- ・まちづくりや福祉、防災、防犯、環境等、さまざまな分野において、男女双方の視点が活かされるよう、社会参加意識の高揚と促進のため、各種講座や研修会を開催し、地域社会におけるリーダーの養成を図ってきました。

【現状】

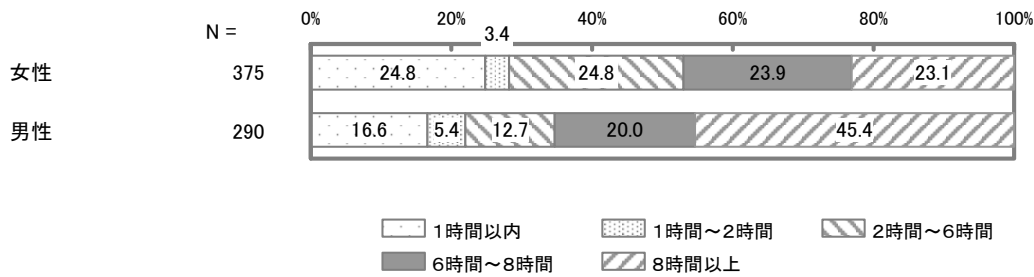
- ・市の審議会等への女性の登用率は、平成 27 (2015) 年度は 20.8%となっており、約 20～25%で推移しています。(図表 13)
- ・男女共同参画社会*実現に必要な方策に関して、「政策・社会参画と経済的自立の促進」においては、「女性が働き続けられる制度」「女性の就労再就職の機会」と回答した女性が、男性に比べて多くなっており、このことから女性が仕事を続けられる環境や、再就職できる環境が整っていないことがうかがえます。(図表 19)
- ・女性の年齢別就業率は、結婚や出産の時期にあたる 20 歳代後半から下がり始めることから、結婚や出産を経て、継続して就業することが困難なことがうかがえます。(図表 8)
- ・1 日 8 時間以上の労働をしている人は男性に多く、家事にかかる時間が 1 日に 1 時間以内の男性が多いなど、長時間労働や、休暇が取りにくいといった男性中心型労働慣行と、家事を女性が中心となって担っていることがうかがえます。(図表 20、21)
- ・市職員の管理職に占める女性の割合(課長代理級以上)は、平成 27 (2015) 年度は 21.2%となっており、約 18～21%で推移しています。(図表 14)
- ・市女性正職員が考える、意欲を持って働き続けられるために必要なこととして「職場での上司や同僚の理解と協力」が一番多く、続いて「家庭での家族の協力」「女性が働き続けられるためのさまざまな支援制度等の情報提供」の回答が多くなっています。(図表 22)

図表 19 男女共同参画社会※実現に今度必要だと思う方策（3つまで選択・主な回答）



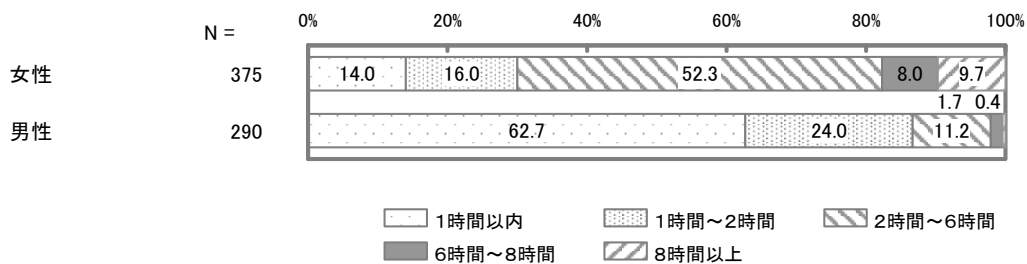
資料：市民アンケート

図表 20 休日以外の日に費やす時間について：仕事（賃金有）



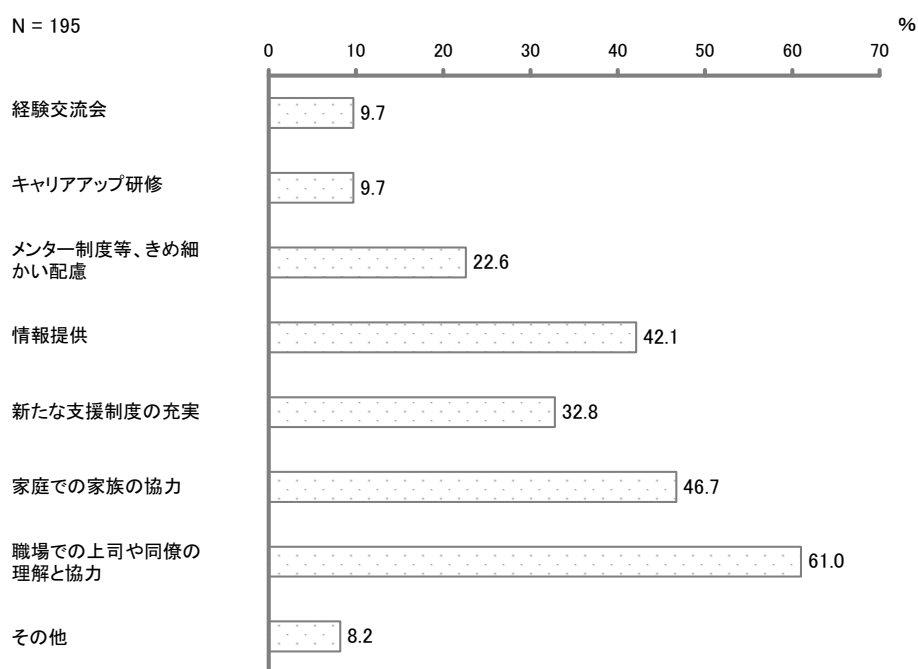
資料：市民アンケート

図表 21 休日以外の日に費やす時間について：家事



資料：市民アンケート

図表 22 意欲を持って働き続けられるためにどのようなことがあればよいか（3つまで選択）



資料：庁内資料

【課題】

- ・市の審議会等への女性の登用率については、平成 28（2016）年度の目標値 30%とは開きがあることから、さらなる取り組みが必要です。
- ・女性の就労を支援する取り組みに加え、就労を継続できる環境づくりや再就職への支援がさらに必要です。
- ・男女の均等な雇用機会と待遇が確保されるよう、各種法令の周知・啓発がさらに必要です。
- ・社会のあらゆる分野への男女の参画をさらに進めるには、男女が家事、子育て、介護等を対等に分かち合う意識づくりと、個人のライフステージやニーズに応じた多様な働き方や暮らし方ができるように、仕事と生活の調和※（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向けた環境整備が必要です。
- ・家庭生活と仕事の両立が可能な女性も男性もが働きやすい職場環境を作るため、ワーク・ライフ・バランスや男性の家庭生活への参画等に対する職場内での理解を深め、フォローし合える環境づくりを進めるとともに、一人ひとりに応じた両立支援制度の情報提供と利用促進が必要です。

(3) 参画と自立を支援する地域福祉の推進

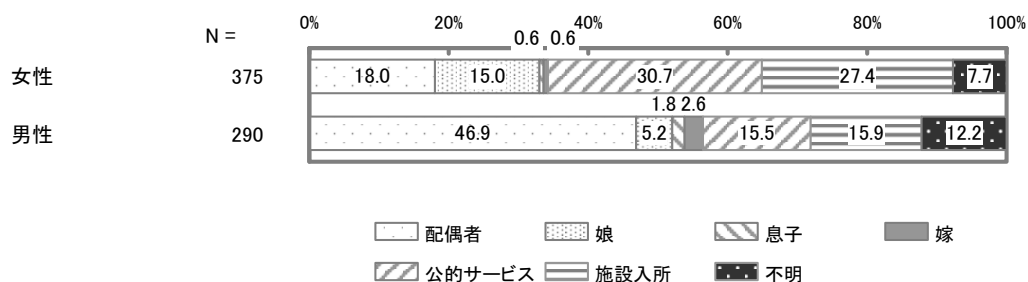
【これまでの取り組み】

- ・子どもを安心して産み育てるための環境整備や、子どもを育てながら社会参画したいと思う女性を支援するため、施設整備や保育内容の充実とともに、地域での子育て支援の推進などを図り、女性の社会参画を推進してきました。
- ・介護における負担を特定の人に集中させることのないよう、関係法に基づくサービスの周知や情報提供、適正なサービスの利用促進に努めるとともに、社会全体で介護を支えるしくみづくりを進めてきました。
- ・ひとり親家庭等の生活困窮者に対する相談体制の整備や自立のための支援体制の充実を推進してきました。
- ・高齢者や障がい者がいきいきと安心して暮らせるよう、経済的自立への支援や社会参画の機会の拡大に努めてきました。

【現状】

- ・家庭生活の中で必要な家事、子育て、介護といった仕事を「主に妻」が担っています。(図表 16)
- ・親族に老後の介護をされたい割合が男性で約5割、女性で約3割となっており、家族介護者への支援の充実が求められていることがうかがえます。(図表 23)
- ・男女共同参画社会[※]実現に必要な方策に関して、「参画と自立を支援する地域福祉の推進」においては、「子育て支援体制」「介護の社会的サービス充実」をあげる割合が高くなっています。(図表 19)

図表 23 介護される立場になったら、誰にされるのが望ましいか



資料：市民アンケート

【課題】

- ・子育てや介護の負担を女性に集中させることなく、地域社会全体で支える支援体制や意識啓発がさらに必要です。
- ・子育て支援サービスや介護福祉サービスなどの充実を図り、家庭や地域、社会が一体となって、子育て世帯や家族介護者への支援を進め、高齢者、障がい者の自立や社会参画と、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりのさらなる推進が必要です。

(4) 女性の生涯を通じた健康の保持増進

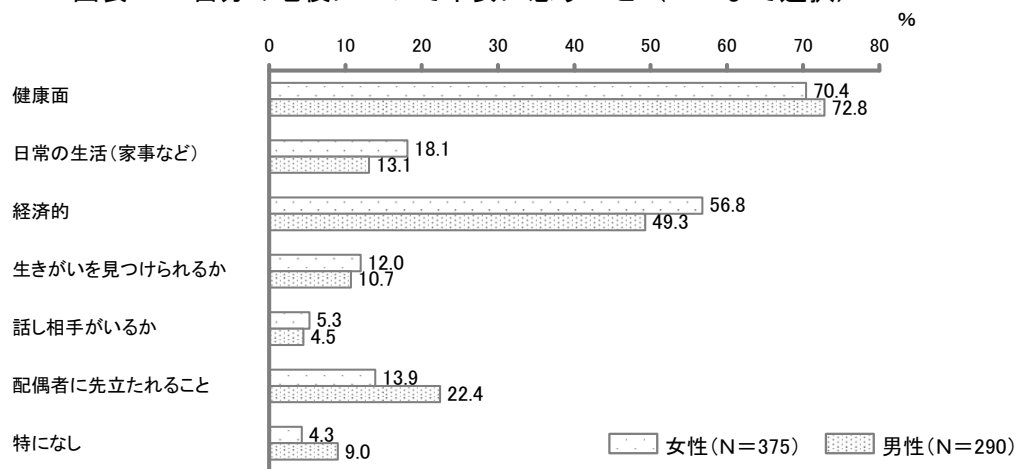
【これまでの取り組み】

- ・生涯を通じ、自分の健康を自分で管理するという意識向上や、ライフステージに合わせた心身の健康づくりを支援するため、検診や健康相談の充実に努めてきました。
- ・安心して、妊娠、出産ができるように、妊娠・出産・育児に関する情報提供や、医療・支援体制の充実に努めてきました。
- ・男女が互いに性を尊重するように、成長段階に応じた教育、啓発活動を行ってきました。

【現状】

- ・男女ともに、老後に不安に思うこととして「健康面」が最も高い割合であがっており、健康維持への意識、不安感が高くなっています。(図表 24)
- ・子宮がん健診、乳がん健診の受診率は約 16～18%で推移しています。(図表 10、11)

図表 24 自分の老後について不安に思うこと（2つまで選択）



資料：市民アンケート

【課題】

- ・男女が、生涯にわたって健康で自分らしい生活を送るためには、健康に対する正確な知識、情報を得ることが必要です。特に女性は、妊娠や出産等に直面することがあることから、健康に関する情報提供やライフステージに合わせた心身の健康づくりへの支援がさらに必要です。
- ・性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）*について、すべての人々が理解し、女性の生涯を通じた健康を支援する総合的な対策のさらなる推進が必要です。

(5) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

【これまでの取り組み】

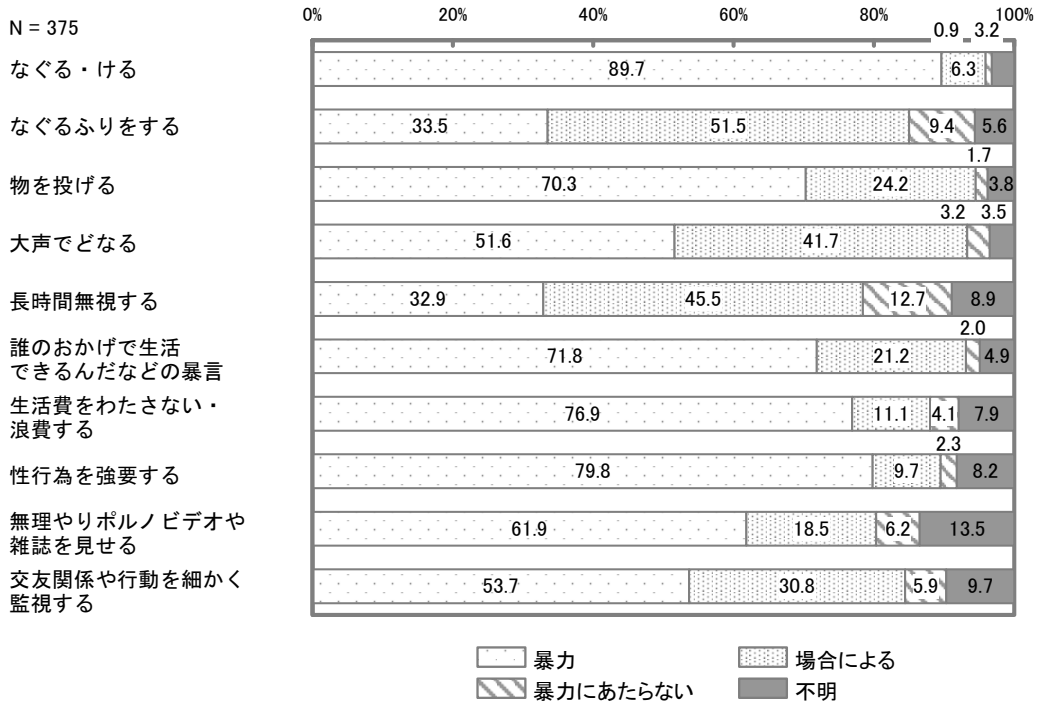
- ・関係部署と関係機関で構成する「富田林市ドメスティック・バイオレンス[※]対策連絡会議」を通じて、連携と情報共有を図り、被害者への迅速な支援を行うための体制整備や市職員等の資質向上に努めてきました。
- ・ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）をはじめとする女性に対する暴力の正しい理解への啓発や、防犯灯や防犯カメラの設置支援など、犯罪が起きにくい環境整備や地域づくりを推進してきました。
- ・DV相談をはじめ、さまざまな女性の悩みに対応するため、女性の悩み相談や女性のための電話相談等、女性が相談しやすい窓口の整備を推進してきました。
- ・市職員に対して、「富田林市人材育成基本方針」や「富田林市職員研修計画」に基づき、男女共同参画社会[※]に対応したいいきとした職場づくりをめざし、セクシュアル・ハラスメント[※]についての正しい理解と防止、対応策に関して研修を実施してきました。

【現状】

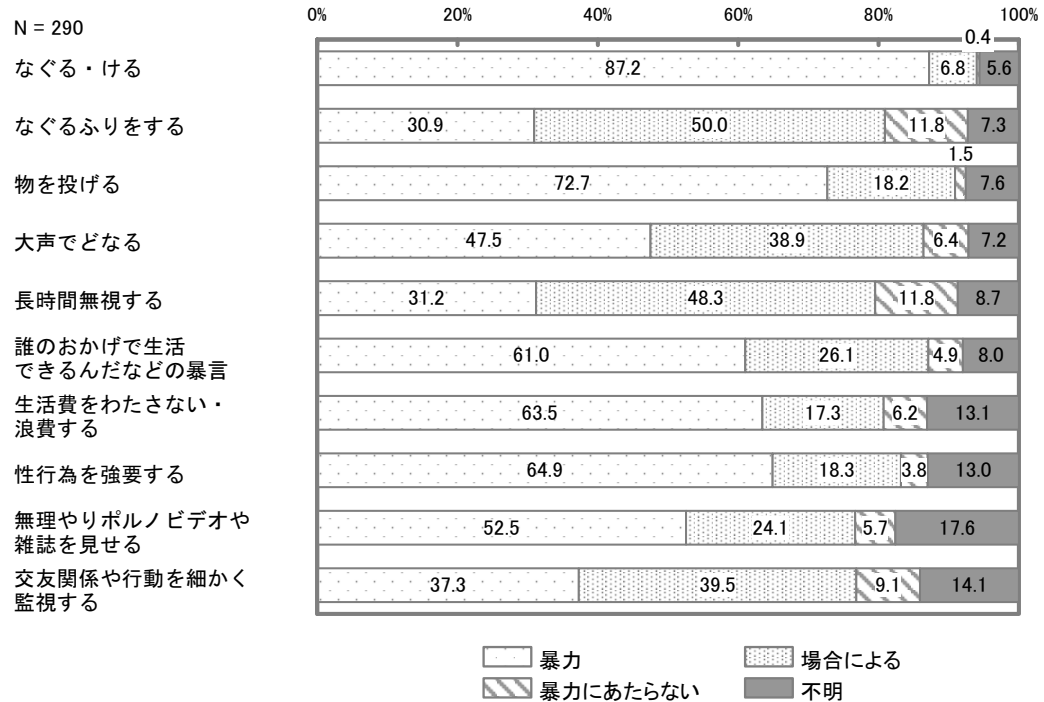
- ・DVに関する相談件数は、年間 300 件前後で推移しており、依然として減少傾向にはありません。（図表 12）
- ・女性と比べ、男性で、精神的、経済的、社会的なDVなどを「暴力にあたる」と考える割合が低くなっています。（図表 25）
- ・DV被害にあった際に、公的な機関や専門家に相談した人は少なく、どこにも相談しなかった人は女性で約5割、男性で約8割と高い割合になっています。（図表 26）相談しなかった理由としては、「相談するほどのことではないと思った」「自分にも悪いところがあると思った」「自分さえ我慢すれば、このままやっていけるといった」などがあがっています。（図表 27）
- ・依然として、セクシュアル・ハラスメントの被害を受けたことがある女性がいます。（図表 28）
- ・セクシュアル・ハラスメントをなくすための有効な手段として「法的整備」「企業のガイドラインの周知徹底」「相談窓口の実施」「行政による啓発活動」と考える人が多くいます。（図表 29）

図表 25 下記項目が配偶者等間で起こった場合、暴力だと思うか

【女性】

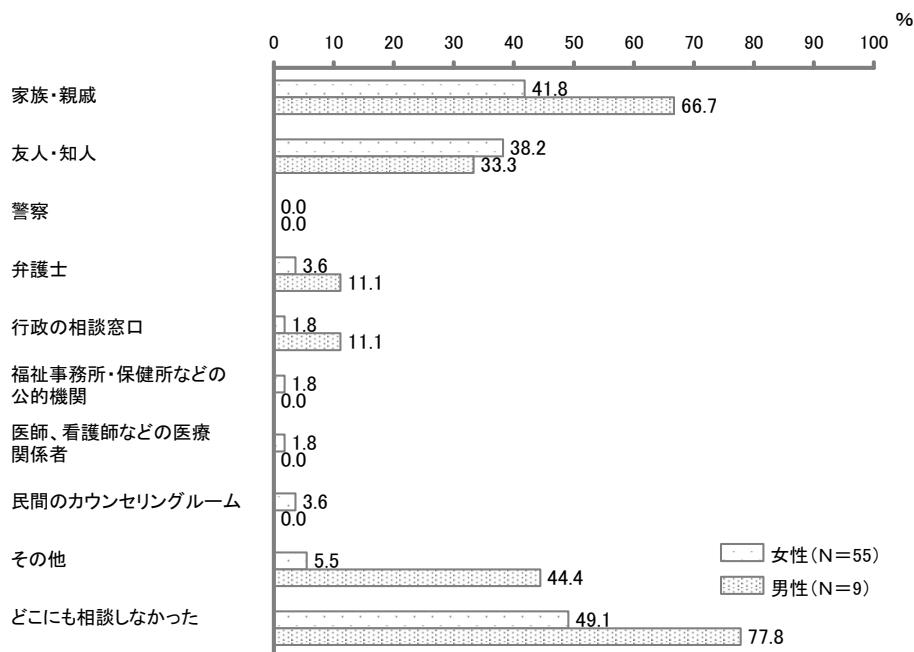


【男性】



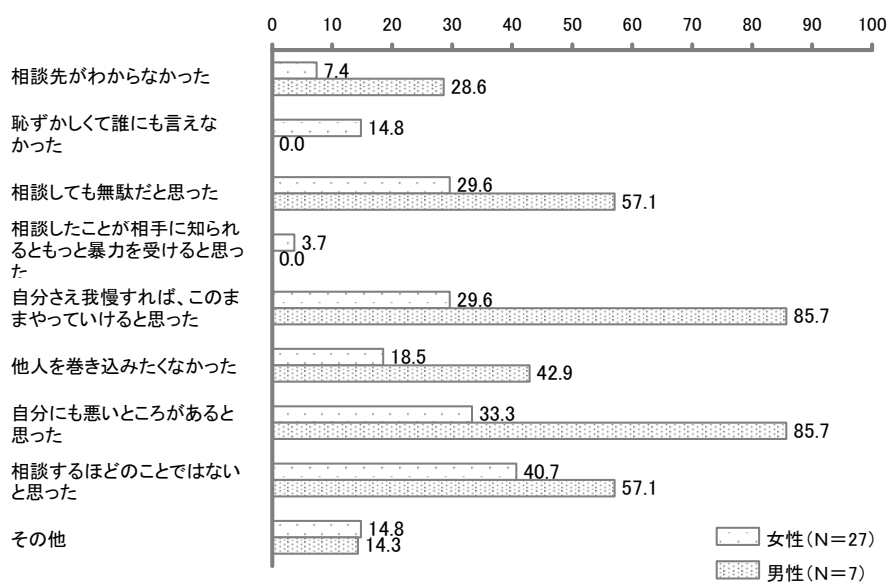
資料：市民アンケート

図表 26 DVを受けたことがある人の相談先（すべて選択）



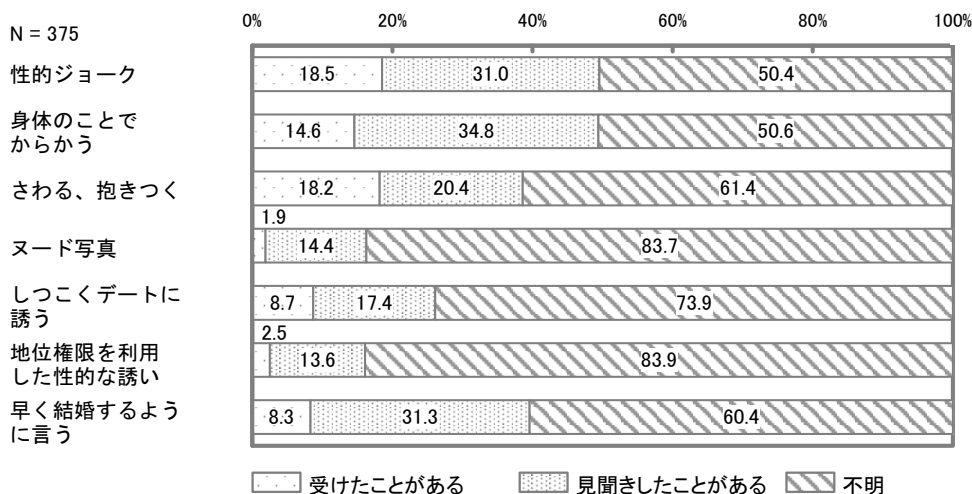
資料：市民アンケート

図表 27 DVを受けたことがある人のうち、相談をしなかった人の理由（すべて選択）



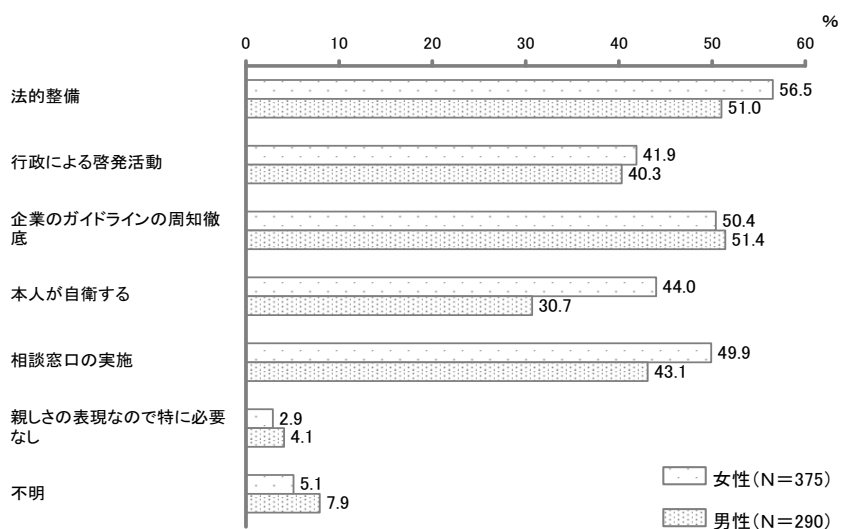
資料：市民アンケート

図表 28 セクシュアル・ハラスメント※について経験の有無【女性】



資料：市民アンケート

図表 29 セクシュアル・ハラスメントをなくすために有効だと思うこと（すべて選択）



資料：市民アンケート

【課題】

- ・ DVは誰にも相談できずに、被害が潜在化しやすいことから、DVに対する理解を深める啓発とともに、被害者等が安心して相談ができる環境づくりがさらに必要です。
- ・ DV被害者の支援のため、関係部署や関係機関との連携を深めることが必要です。
- ・ 暴力の未然防止のため、DVやセクシュアル・ハラスメントなどに関する啓発や、人権問題への理解促進がさらに必要です。
- ・ 地域で犯罪が起きにくい環境整備やコミュニティの活性化をさらに進めることが必要です。

(6) 総合的な男女共同参画施策の推進

【これまでの取り組み】

- ・男女共同参画施策の効果的な推進を図るため「富田林市男女共同参画施策推進本部」を中心に、庁内連携を図るとともに、市民も参加した「富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する審議会」を設置し、施策推進に向けた意見を求め、施策を総合的に推進してきました。
- ・男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、総合的かつ計画的に推進するため、平成 23（2011）年に「富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する条例」を制定しました。
- ・市民の意識を把握するため、男女共同参画に関する市民意識調査を定期的実施してきました。

【現状】

- ・「富田林市男女共同参画施策推進本部」や「富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する審議会」を中心とした推進体制により、毎年度事業の実施状況を確認しながら、男女共同参画施策を総合的に推進しています。

【課題】

- ・推進体制を活用しながら、関係機関、市民、地域、事業所等と、さらなる連携を推進し、社会全体としての男女共同参画社会[※]実現への機運を高めていくことが必要です。



第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の位置づけ

- ・「富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する条例」第7条に基づく、本市の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画であり、「男女共同参画社会基本法[※]」第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」です。
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項に定める、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」の内容を含む計画です。
- ・「女性活躍推進法」第6条第2項に定める、「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」の内容を含む計画です。
- ・富田林市総合ビジョンをはじめ、他の関連計画等とも整合性を持たせた計画です。

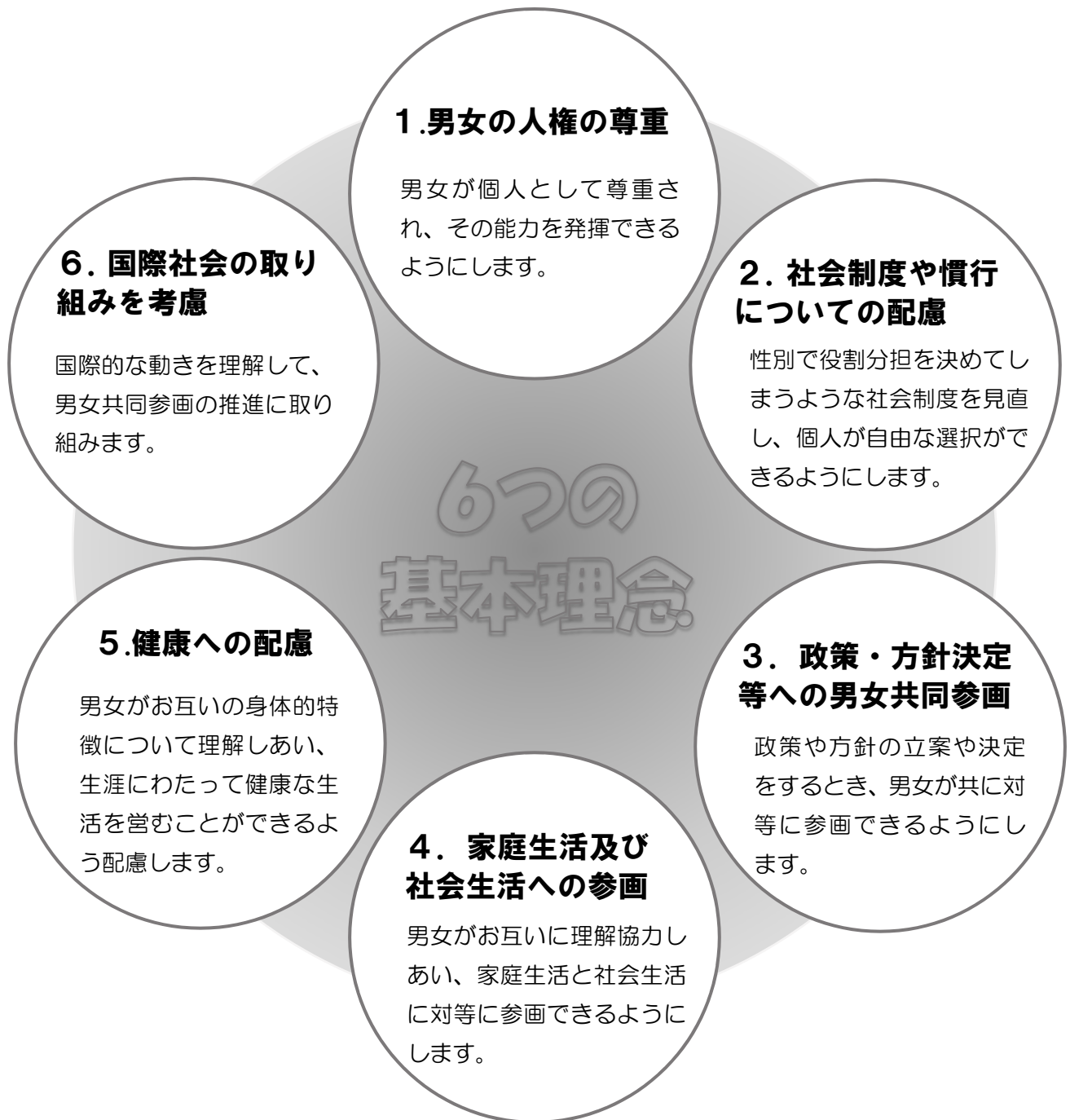
2 計画期間

本計画の期間は、平成29（2017）年度から平成38（2026）年度の10年間とします。
なお、社会情勢の変化や制度改正等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



3 基本理念

「富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する条例」に定める6つの基本理念を、本計画の基本理念として、男女共同参画を推進します。



4 強調する視点

本計画の推進にあたり、以下の2つを強調する視点とします。なお、ここであげる強調する視点とは、基本理念と並んで、本計画におけるすべての目標や施策の方向性において、前提となる共通の考え方を示しています。

(1) 固定的な性別役割分担意識*の解消

男女共同参画社会*の実現を阻害している背景の一つには、社会通念、慣習、しきたりをはじめ、社会のあらゆる分野に根強く残っている、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識があります。

この意識は、日本の長い歴史の中で人々の意識の中に社会通念として根付いたもので、時代と共に変わりつつあるものの、簡単に払拭できるものではありませんが、すべての人が性別にとらわれない自分らしい生き方や、社会へ参画するためには解消していかなければならない課題です。

社会を構成するすべての人、一人ひとりが社会のあらゆる分野に主体的に参画するという認識を持てるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識改革に取り組みます。

(2) 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）*の推進

活力ある社会を維持、創造していくためには、多様な人材の能力を活用するとともに、新たな視点や発想を取り入れていくことが重要です。しかし、固定的な性別役割分担意識が根強く残っている中では、女性の意見が政策方針決定過程の場で反映されているとは言い難い状況があります。

女性が自らの意識や能力を向上させ、自らの意思によって行動できるための支援策の充実とともに、あらゆる分野で、男女双方の意見や考え方が対等に反映されるよう、女性の参画を積極的に推進します。

5 重点目標

基本理念を踏まえ、男女が共に生きやすい社会の実現をめざし、次の5つの重点目標を定め、施策を推進します。

重点目標 1

女性の活躍に向けた環境づくりの推進

重点目標 2

政策・方針決定過程等における女性の活躍支援

重点目標 3

男女が安心して暮らせるまちづくりの推進

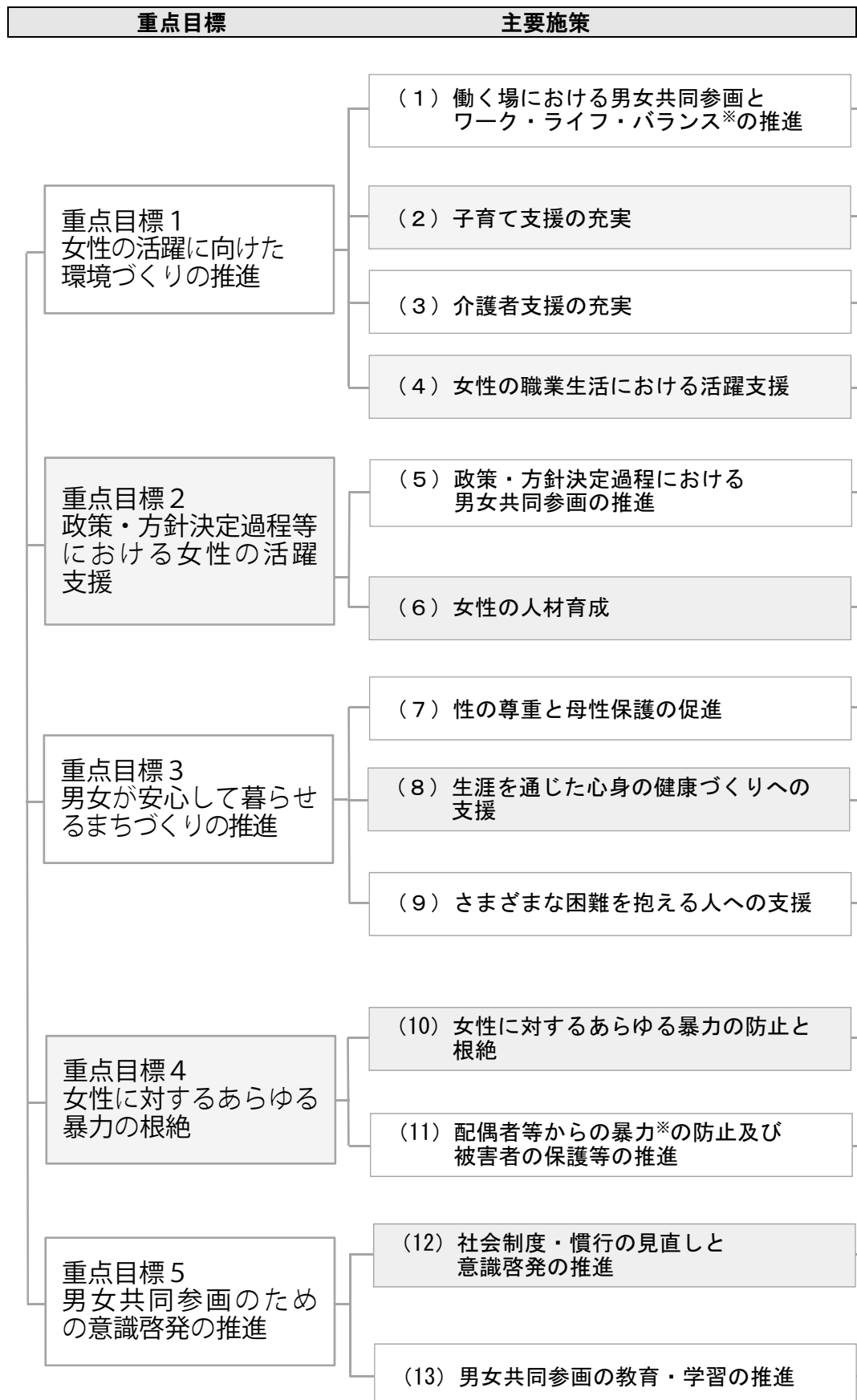
重点目標 4

女性に対するあらゆる暴力の根絶

重点目標 5

男女共同参画のための意識啓発の推進

6 施策の体系



施 策

- 施策① 職場における男女の均等な機会・男女共同参画の促進
施策② 事業所に対するワーク・ライフ・バランス推進の働きかけ
施策③ 男性にとっての男女共同参画の推進

- 施策④ 子育てのための支援体制の充実
施策⑤ 地域における子育て支援の充実

- 施策⑥ 家族介護者への支援の充実

- 施策⑦ 市における「女性活躍推進法」に基づく取り組みの推進
施策⑧ 事業所の「女性活躍推進法」に基づく取り組みへの支援

- 施策⑨ 審議会等への女性登用の推進
施策⑩ 事業所での女性登用の促進

- 施策⑪ 女性の就職、就業継続、再就職、起業等への支援
施策⑫ 女性リーダーの育成と登用のしくみづくり

- 施策⑬ リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・啓発の推進
施策⑭ 母子保健の充実

- 施策⑮ ライフステージに応じた健康づくりの促進

- 施策⑯ 高齢者や障がい者（児）への支援
施策⑰ 複雑・多様化する生活課題等に対する支援
施策⑱ ひとり親家庭への支援

- 施策⑲ あらゆる暴力を許さない意識づくり
施策⑳ 女性に対する暴力の発生を防止する環境づくり

- 施策㉑ 配偶者等からの暴力*の防止対策の推進
施策㉒ 関係機関の連携による体制の充実

- 施策㉓ 男女共同参画に関する情報提供の推進
施策㉔ 家庭生活における男女共同参画の促進
施策㉕ 地域における男女共同参画の促進

- 施策㉖ 学校園における男女平等教育の推進
施策㉗ 男女共同参画の学習の推進
施策㉘ 性的マイノリティ*についての理解促進



第4章

施策の展開

重点目標 1

女性の活躍に向けた環境づくりの推進

少子高齢化が進展し、人口減少社会を迎える中、社会の活力を維持していくために、これまで活かしきれなかった最大の潜在力として「女性の力」が注目されています。この「女性の力」の発揮は、男性も女性も、すべての人にとって暮らしやすい、多様性が認められる社会づくりにつながる重要な鍵となるものです。

「女性活躍推進法」が成立し、働く場における女性の活躍が今後ますます進展することが見込まれる中、本市においても、経済活動や地域活動において、「女性の力」が発揮できる機会が数多く開かれるよう、長時間労働を前提とした男性中心型の働き方を見直し、男性の家庭や地域への主体的、積極的な参加を促すなど、仕事と生活の調和^{*}（ワーク・ライフ・バランス）の実現とともに、男性も女性もが働きやすい環境づくりを推進します。

重点目標 1、2 を「女性活躍推進法」に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」として位置づけます。



(主要施策1) 働く場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランス^{*}の推進

方向性

女性が妊娠・出産や介護などをハンディとせず、安心して働き続けるためには、育児休業や介護休業の取得等に対する事業所の理解や、子育て支援や介護等福祉サービスの充実や施設の整備、家事分担等、家庭における男性の参画などの環境整備が重要です。

個人の価値観やライフスタイルが多様化する中で、仕事と家庭生活の両立を図ることや、個人の生き方やライフステージに応じた多様な働き方が選択できることは、一人ひとりがその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会^{*}の実現につながります。

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、固定的な性別役割分担意識^{*}の解消や、長時間労働の見直しなど、事業主や管理職を含めた社会全体の意識改革が必要です。

そのため、事業所や労働者に向けて「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」などの情報提供や、男性も、女性も働きやすい職場づくりの事例の紹介など、事業所に対し、仕事と生活の調和^{*}のとれた生活が心身の健康や生産性の向上などに有効であることの啓発と、職場における男女平等・男女共同参画の推進を働きかけます。

施策① 職場における男女の均等な機会・男女共同参画の促進

取り組み

- ・事業所や労働者に向けて、関係法令及び相談窓口等の周知や利用促進を図るとともに、男女間の賃金格差の是正をはじめ、募集、採用、配置、昇進、昇給等の待遇の均等に向けた啓発を進め、性別にかかわらず、働きやすく、能力を発揮できる職場環境づくりを促進します。
- ・働く女性が安心して出産・育児に臨むことができ、職場復帰しやすい環境づくりを進めるため、マタニティ・ハラスメント^{*}や、セクシュアル・ハラスメント^{*}、パワーハラスメントなど職場におけるハラスメントの未然防止に向けた普及、啓発を進めます。

施策② 事業所に対するワーク・ライフ・バランス推進の働きかけ

取り組み

- ・ワーク・ライフ・バランス推進のメリットや先進事例など、事業所へ周知、啓発を行います。
- ・長時間労働を抑制しながら、事業所の生産性と労働者の多様なライフスタイルを両立するため、フレックスタイム制度^{*}や、在宅勤務等をはじめとする、柔軟で多様な働き方が普及するよう啓発します。

施策③ 男性にとっての男女共同参画の推進

取り組み

- ・男女が協力して家庭生活にかかわることについて、情報提供や学習機会の提供の充実に努め、男性が家事、子育て、介護等へ参画することの重要性を啓発します。
- ・男性のワーク・ライフ・バランス*の実現に向けて、男性が感じている社会的な重圧や悩み、就労に関する相談ができる窓口についての情報提供を行います。



(主要施策2) 子育て支援の充実

方向性

核家族化の進行、都市化の進展等により人間関係の希薄化が進むなど、家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の孤独感や不安感の増大等が問題となっており、子育て中の男女が安心して仕事、家庭生活等に参加できるよう、「富田林市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、多様なニーズに応じた支援施策を進めます。

施策④ 子育てのための支援体制の充実

取り組み

- ・通常の保育サービスに加え、緊急一時保育、産休・育休明け保育、病児保育等、安心して子どもを預けることができる体制の充実を図ります。
- ・子育て支援についてのきめ細かい情報提供を行うとともに、子育て家庭の負担軽減のための支援など、子育て支援施策の充実に努めます。
- ・特別な支援を必要とする子どもとその保護者、家族に対する支援のさらなる充実に努めるとともに、成人期も見据えたサポートについて検討します。
- ・子どもの虐待を防止するため、関係機関が連携して啓発を行うとともに、早期発見、早期対応、回復支援に努めます。

施策⑤ 地域における子育て支援の充実

取り組み

- ・子育てに関する相談、親子や親同士が集い楽しめる機会や場の提供、子育てに関する情報提供など、子育ての悩みや不安を軽減するための支援を充実します。
- ・子育て支援のネットワークの構築に向け、子育てサロンや民間団体等の団体間のつながりを促進します。

(主要施策3) 介護者支援の充実

方向性

介護の負担は依然として女性が担うことが多く、晩婚化、晩産化に伴う、子育てと介護の負担を同時に担うダブルケアや、介護や看護を理由とした介護離職の問題に対応するため、各種講座や、ウェブサイトでの情報提供などを通して、支援が必要な人をさまざまなサービスに結びつけることができる体制を整備するとともに、担い手の裾野を広げることや、介護と仕事を両立しやすい環境づくりを進めること等によって、高齢者とその介護者を地域社会全体で支える体制づくりを推進します。

施策⑥ 家族介護者への支援の充実

取り組み

- ・ 介護教室やショートステイ事業、家事援助等の介護サービスを充実し、家族介護者の状況に応じたきめ細やかな支援を提供できる環境づくりを進めます。
- ・ 高齢者本人の参加意欲を基本に、地域生活の中で活動性を継続的に高めるための介護予防に取り組めます。
- ・ 地域包括支援センターにおける総合相談窓口を充実します。
- ・ 家族介護者への支援を、地域の中で担えるように支援体制の強化に努めます。



(主要施策4) 女性の職業生活における活躍支援

方向性

女性が働く場で活躍することは、事業所の競争力強化、経済の発展にもつながるだけでなく、家庭、地域等、日々の暮らしのさまざまな場面に、多様な視点をもたらし、男性にとっても女性にとっても、暮らしやすいまちづくりにつながることから「女性活躍推進法」に基づき、女性が職業生活で活躍することができる支援を推進します。

施策⑦ 市における「女性活躍推進法」に基づく取り組みの推進

取り組み

- ・市職員における女性の活躍を推進し、事業所へのモデルケースとなるよう「女性活躍推進法」に基づく「特定事業主行動計画」の取り組みを積極的に推進します。
- ・男性職員の育児休業取得が広がるよう、残業時間の削減や休暇制度等の活用を促進し、仕事と家庭の両立に向けた環境づくりに取り組みます。
- ・女性職員のネットワークの形成や、キャリア形成を支援することにより、女性職員を育成し、管理職への女性の登用を進めます。

施策⑧ 事業所の「女性活躍推進法」に基づく取り組みへの支援

取り組み

- ・男女共同参画やワーク・ライフ・バランス※、女性活躍推進に関する積極的な取り組み事例の情報発信や、事業所の自主的な取り組みを促進するための支援などに取り組みます。

重点目標 2

政策・方針決定過程等における女性の活躍支援

政策・方針決定過程への女性の参画促進については、「女性の力」の発揮と活躍の拡大を推進し、社会の活力維持につなげるといった観点だけでなく、男女が互いに対等な立場で、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会[※]を実現するための基礎となるものです。

市の審議会等の委員、管理職等、重要な政策・方針決定過程における女性の参画は十分とはいえません。

社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、さらに女性が個性と能力を発揮した活躍ができるよう、女性自らの力を高めることにつながる学習の機会を提供するなど、女性自身の主体性と参画意欲の向上を図ります。

重点目標 1、2 を「女性活躍推進法」に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」として位置づけます。



(主要施策5) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

方向性

男女がともに生きやすい社会づくりのためには、あらゆる分野の政策・方針決定過程に多様な立場の人が参画し、男女双方の意見が反映されることが重要です。

社会のあらゆる分野にさまざまな価値観と発想を取り入れるため、市が積極的な取り組みを進めるとともに、女性の参画を促進することの重要性について事業所に対して理解を促し、また、性別にとらわれない人材の政策・方針決定過程への参画を推進します。

施策⑨ 審議会等への女性登用の推進

取り組み

- ・市の審議会等における女性の参画状況を調査し、積極的な女性の登用を推進します。
- ・開催日時の配慮や、委員構成において、男女のバランスの取れた委員委嘱に努めます。

施策⑩ 事業所での女性登用の促進

取り組み

- ・事業所における女性の管理職登用や職域の拡大を促進するため、あらゆる機会を通じて、女性の登用についての意識啓発を図ります。
- ・職場の重要ポストへの女性登用例等の資料収集に努め、事業所へ情報提供を行います。

(主要施策6) 女性の人材育成

方向性

女性の活躍を推進するためには、参画しやすい環境の整備や女性が政策・方針決定過程へ参画することの意義を広めるとともに、女性が自らの力を引き出し、職業生活において活躍できるよう支援する必要があります。

特に、経済的自立の基盤となる就労への支援については、職業能力向上のための情報や学習の機会の提供、相談窓口の情報提供など、エンパワーメント^{*}の視点で、女性のニーズに応える施策の充実を図ります。

あわせて、女性が生涯を通じて経済的に自立し、ライフスタイルやライフステージに合わせて活躍することができるよう、情報提供を行うとともに、ロールモデル^{*}となる人材の育成に努めます。

施策⑪ 女性の就職、就業継続、再就職、起業等への支援

取り組み

- ・就職を希望する女性に対し、職業能力の向上を図るための講座を実施するとともに、求人事業所とのマッチング機会の充実によって、就業につなげるよう取り組みます。
- ・就労相談を実施し、専門機関等への紹介を行うなど、一人ひとりのニーズに合わせた就労支援に取り組みます。
- ・ハローワークや関係機関、近隣市町村との共催事業を通じて、年代等に応じた就労支援を行います。
- ・関係機関と連携し、起業・創業の支援を行います。
- ・職場でのトラブルなどに対する労働相談を実施し、就業継続を支援します。
- ・NPO法人の設立、運営等に関する相談や情報提供を行います。

施策⑫ 女性リーダーの育成と登用のしくみづくり

取り組み

- ・女性が自らの意思によって行動するための知識や力をつける講座を実施します。
- ・あらゆる分野において、個性と能力を発揮できる女性の人材を充実させるため、特に女性の参画が少ない分野での女性リーダーの育成、支援に取り組みます。また、女性リーダーの登用のしくみづくりについて検討します。



重点目標 3

男女が安心して暮らせるまちづくりの推進

男性と女性は、それぞれ異なる身体的特性を有します。そのため、男女が互いの身体的特性を十分理解し尊重し合ったうえで、生涯にわたって、健康で安心な生活を送ることは、男女共同参画社会^{*}をめざすための最も基本的な条件です。

男女が主体的に健康管理を行えるよう、それぞれの身体的特性や性差を考慮した健康支援に努めます。特に、女性には、妊娠や出産をする可能性もあるなど、ライフサイクルを通じて、男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意のうえ取り組みを進めます。

また、単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化等により、貧困や教育、就労の機会を得られないなど、生活上の困難を抱える人が増えています。

さまざまな困難や不安を抱える人たちが、自立して充実した生活を送ることができるよう、状況に応じた支援体制の整備とともに、地域に暮らす人々が、家族形態、年齢、国籍の違い、ハンディキャップの有無等にかかわらず、ともに助け合うことができる環境づくりに努めます。



(主要施策7) 性の尊重と母性保護の促進

方向性

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりをもって生きていくことは男女共同参画社会^{*}を形成するうえで重要です。

性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)^{*}を啓発するとともに、安心して妊娠・出産・子育てができ、母子ともに健康が保持できるように支援や環境づくりに取り組みます。

施策⑬ リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・啓発の推進

取り組み

- ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、男性も女性も理解を深めることができるよう情報提供を行います。
- ・エイズや性感染症、避妊等に関する正しい知識の普及、啓発に努めます。

施策⑭ 母子保健の充実

取り組み

- ・女性が安心して妊娠・出産期を過ごし、母子の健康が確保されるようマタニティ教室や育児教室を開催するなど、妊娠・出産・育児に関する情報提供と相談、指導の充実を図ります。
- ・不妊で悩む人への相談窓口の情報提供や支援に努めます。
- ・医師会や関係機関との連携のもと、小児救急医療の充実に努めます。



(主要施策 8) 生涯を通じた心身の健康づくりへの支援

方向性

男女がそれぞれ、生涯を通じて健康な心身を維持できるよう、健康に関する情報提供や健康診断の実施とともに、適切に自己管理を行うことができるよう支援を進めます。特に女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等のライフステージに対応した健康づくりを支援します。

施策⑮ ライフステージに応じた健康づくりの促進

取り組み

- ・ 特定健診やがん検診等、定期的な健診受診の必要性の周知、普及を図り、受診率の向上に努めます。
- ・ 健康や生活の安定と自立のために、必要に応じて適切な相談ができるよう相談体制の充実を図ります。
- ・ 女性特有の疾病の予防や、年代に応じた体と心の健康管理を支援するため、関係機関と連携し、学習の機会提供や健康相談、検診等の受診を促進します。
- ・ 男女が互いの身体的性差を理解し、男女は異なる健康上の問題が生じることへの理解の促進に努めます。
- ・ 事業所に対して、働く男女の体と心の健康問題について啓発します。

(主要施策 9) さまざまな困難を抱える人への支援

方向性

少子高齢化の進展、雇用・就業をめぐる環境の変化に伴う非正規雇用、未婚・離婚の増加等による単身世帯・ひとり親世帯の増加、性の多様性の顕在化、またグローバル化*の進展など、社会や経済の状況が急激に変化していく中で、貧困や社会的孤立等のさまざまな困難を抱える人が増加しています。

特に女性については、非正規雇用者の割合が高く、生活が不安定であったり、一般的に男性よりも長寿で高齢期の生活や自身の介護の問題の影響を受けやすいため、母子世帯や高齢単身女性が貧困等をはじめとするさまざまな困難を抱えることが多く、また、女性であることに加えて、障がいがあること、外国にルーツを持つこと、アイヌの人々であること、部落差別等で、複合的に困難な状況に置かれていることに留意する必要があります。

生活上のさまざまな困難の解決を図るには、一人ひとりの生き方に沿った切れ目のない支援が必要であり、ソーシャルインクルージョンの理念に基づき、すべての人が、社会の重要な一員として、ともに生きていける社会をめざし、福祉サービスを充実するとともに、ひとり親家庭などの多様な家族形態への支援、貧困や社会的孤立等の解決に取り組みます。

施策⑩ 高齢者や障がい者（児）への支援

取り組み

- ・高齢者や障がいのある人、その家族が、住み慣れた地域の中で、安全に、安心して暮らし続けていくために、在宅生活の支援など、きめ細やかな福祉サービスの提供に努めます。

施策⑰ 複雑・多様化する生活課題等に対する支援

取り組み

- ・男女共同参画の視点に立ち、さまざまな困難を抱える人々が安心して暮らせるよう、各世帯の実情に応じた、切れ目のない、きめ細かな支援に努めます。
- ・女性の悩み相談や女性のための電話相談を始めとする各種相談事業を通じて、情報提供等を行い、支援につなげるように努めます。
- ・日本人市民と外国人市民の相互理解を深めるため、多文化共生を推進し、また多言語による情報提供に努めます。
- ・社会的に孤立することがなく地域で安心して暮らせるよう、地域住民の交流を促進します。
- ・女性であることに加えて、障がいがあること、外国にルーツを持つこと、アイヌの人々であること、部落差別等で、複合的に困難な状況に置かれていることに留意して施策を推進します。

施策⑱ ひとり親家庭への支援

取り組み

- ・困難を抱える家庭が安心して生活できるよう、生活支援等のきめ細やかな福祉サービスを提供するとともに、相談体制の充実に努めます。
- ・ひとり親家庭に対する先入観や偏見を解消する啓発に努めます。
- ・児童扶養手当を受給するひとり親を対象に、本人の希望や実情に沿った自立支援計画を策定し、ハローワークなどと連携した就労支援を行います。
- ・児童扶養手当や自立支援教育訓練給付金、医療費助成、奨学金等、ひとり親家庭に対する支援制度等の周知に努めます。

重点目標 4

女性に対するあらゆる暴力の根絶

あらゆる暴力は重大な人権侵害であり、男女を問わず、どのような場合においても許されるものではありません。暴力の被害者の多くは女性が占めている状況にあり、社会に依然として残る男性優位の考え方等が主な要因であると考えられています。女性に対する暴力は、男女が対等に社会に参画する際の克服すべき重大な課題です。

配偶者等からの暴力^{*}に関する相談件数は、依然として多く、インターネットや携帯電話等の普及により、行動の監視など、暴力の種類は多様化してきているほか、近年では、デートDV（交際相手からの暴力）の問題も顕在化しています。

一人ひとりがいかなる暴力も重大な人権侵害であるとの認識をもち、互いの人権を尊重するとともに、殴る、蹴るなどの身体的な暴力だけでなく、大声で怒鳴る、無視をするといった精神的暴力、生活費を渡さないといった経済的暴力、交友関係を監視するといった社会的暴力や、性的暴力も、暴力であることについて理解を深め、あらゆる暴力を容認しない社会づくりに努めます。

重点目標 4 を「DV防止法」に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」として位置づけます。

(主要施策 10) 女性に対するあらゆる暴力の防止と根絶

方向性

暴力には、虐待、ストーカー行為^{*}、セクシュアル・ハラスメント^{*}、マタニティ・ハラスメント^{*}、パワーハラスメントやモラルハラスメントなど、身体的なものから精神的に苦痛を与えるものまで幅広く含まれます。

また、インターネットを基盤とする、SNS^{*}といったソーシャルメディアの広がりによって、利便性が高まる反面、新たな形態の暴力が生まれており、誰もがさまざまな情報メディアを有効に活用するためにも、情報を主体的に選択し読み解く能力や発信する能力の向上が必要となっています。

あらゆる暴力を容認しない社会を形成するため、一人ひとりが暴力に対する正しい知識を身につけることにより、暴力の根絶に向けた意識を醸成するとともに、暴力が発生しにくい環境づくりに取り組みます。

施策⑱ あらゆる暴力を許さない意識づくり

取り組み

- ・あらゆる暴力についての情報提供や講座等により、知識の共有と暴力を許さない意識づくりを進めます。
- ・情報を主体的に選択し、正しく読み解く能力や情報発信者としての能力（メディア・リテラシー^{*}）の向上を促す意識啓発、情報提供を行います。
- ・デートDVなどの防止に向け、若年層を対象とした啓発や教育機関と連携した取り組みを進めます。

施策⑳ 女性に対する暴力の発生を防止する環境づくり

取り組み

- ・女性に対する差別的な表現や過度の性的表現等の有害環境の排除を推進するとともに、防犯灯の設置、環境の美化、コミュニティの活性化等、犯罪が起きにくい環境の整備や地域づくりを促進します。

(主要施策 11) 配偶者等からの暴力[※]の防止及び被害者の保護等の推進

方向性

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、家庭内や個人的な問題としてとらえられ、被害が潜在化しやすい傾向があります。配偶者等からの暴力を根絶するためには、防止及び暴力を容認しない意識づくりが重要です。

DV防止のための啓発を進め、関係機関と連携しながら、暴力被害者に対する相談体制を充実するとともに、被害者の安全確保と支援に努めます。

施策⑳ 配偶者等からの暴力の防止対策の推進

取り組み

- ・ DVの防止についての意識啓発や、防止に関する法制度や支援制度についての情報提供や啓発を進め、正しい知識の普及を図ります。
- ・ DVの未然防止や潜在的な被害者へ対応するため、相談窓口の充実などにより早期発見に努めます。
- ・ 被害者に対応する市職員等に対し、DVに関する研修の機会を設けることで専門的能力を高め、被害者への支援力の向上を図るとともに、二次被害の防止に努めます。
- ・ 加害者を対象とした国、大阪府等の取り組みに関する情報収集に努めます。

施策㉑ 関係機関の連携による体制の充実

取り組み

- ・ 関係部署及び関係機関との連携体制を活用しながら、地域ネットワークの強化を図ることによって、配偶者等からの暴力の防止、早期発見・救済、支援ができる体制の充実を図ります。

重点目標 5

男女共同参画のための意識啓発の推進

私たちは、誰もが自分の生き方を選択し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていく権利をもっていますが、性別によって個人の生き方を制約する固定的な性別役割分担意識^{*}は、私たちの意識の中に根強く残っています。

この意識は、男女共同参画社会^{*}の形成を阻害する大きな要因となっています。男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、自らの意思によってあらゆる分野への参画を進めていくためには、市民一人ひとりが男女共同参画について理解を深め、自ら行動することが大切です。そのため、家庭、地域、学校等のあらゆる場面において固定的な性別役割分担意識をなくし、多様性が尊重されるよう、男女共同参画意識の醸成を図ります。



(主要施策 12) 社会制度・慣行の見直しと意識啓発の推進

方向性

誰もが男女共同参画について、身近で自分自身にかかわる問題であるとの理解と共感を広げられるよう、啓発を行うとともに、家庭や地域において男女平等と男女共同参画の意識づくりに向けた情報提供を行います。

家庭生活における役割の多くは、女性が担う傾向が強く、女性の参画を阻む要因となっているため、男女の役割を固定的にとらえることなく、協力しあいながら、家庭生活をともに担うという意識の醸成を図ります。

また、自治会、町内会、PTA等の地域活動においては、一人ひとりが持っている知識や経験、能力を十分に発揮でき、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、男女がともに地域活動に参画しやすい環境づくりを推進するとともに、すべての人が地域住民の一人として多様な意見を出し合い、協力する意識をもつように働きかけていきます。

また、近年の災害対応における経験から、男女共同参画の視点を踏まえた防災・災害復興対策の推進に努めます。

施策⑳ 男女共同参画に関する情報提供の推進

取り組み

- ・男女共同参画に関する情報を収集し、社会制度・慣行等を見直すきっかけとなるよう、広報誌や啓発パンフレット、ウェブサイト等の多様な手法により、情報提供を行い、幅広い年齢層に対して意識啓発に努めます。
- ・男女共同参画について、市民、団体が身近に学び合い、情報交換できる交流の場づくりに努めるとともに、自主的な活動を支援します。

施策㉑ 家庭生活における男女共同参画の促進

取り組み

- ・家庭生活における男女共同参画を促すため、広報誌等の多様なメディアの活用やセミナーなどの開催により広報、啓発を行います。

施策⑳ 地域における男女共同参画の促進

取り組み

- ・自治会、町内会、PTA等の地域活動に多様な人々の参画が促進されるように啓発に努めます。
- ・地域防災の推進にあたっては、男女のニーズの違いを反映した防災・災害復興対策を推進します。また、災害・復興時において男女が協力しあえるよう、日ごろから、性別や年齢にかかわらず地域づくりに参画することなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災意識の高揚を図ります。



(主要施策 13) 男女共同参画の教育・学習の推進

方向性

子どもの頃から、男女平等・男女共同参画に対する意識を持つために、保育所、幼稚園、学校生活の場において、男女平等教育を進めるとともに、教職員、保育士の男女平等・男女共同参画に対する意識を高め、学習や進路等の指導、相談に活かします。

さらに、子どもたちは保護者等から影響を受けて成長します。子どもたちが性別役割分担意識にとらわれることなく育つよう保護者等の意識の向上を含めて、男女共同参画社会[※]の実現に向けた学習の機会を充実します。

また、LGBTなど性的マイノリティ[※]については、その存在の認識と、偏見等による生きづらさを理解するための情報提供や学習機会を通じて意識啓発を図るとともに、学校教育の場においても、さまざまな性を尊重する意識を育てる教育に努めます。

施策②⑥ 学校園における男女平等教育の推進

取り組み

- ・教職員、保育士等が男女平等の意識を持って子どもたちを指導できるよう研修を行い、固定的な性別役割分担につながらないように男女平等の環境づくりと子どもの心身の発達段階に応じた保育、学習内容と指導の充実を図ります。
- ・個人の能力に応じて進路選択ができるよう、男女共同参画の視点に立った生徒指導、進路指導に努めます。
- ・学校生活において、自分の性別に違和を感じる児童生徒に配慮した対応を行います。
- ・学校教育の場などで、性に関する理解を深めるとともに、多様な性を尊重する意識を育てる教育を充実します。

施策②⑦ 男女共同参画の学習の推進

取り組み

- ・男女平等や男女共同参画への理解を深めるため、幅広い世代の市民に対して、講座等を開催するなど、多様な手法や機会を通じて学習の場の提供に努めます。

施策⑳ 性的マイノリティ※についての理解促進

取り組み

- ・人権への理解を深めることにより、当事者が偏見や差別を受けることのないように、L G B Tなど性的マイノリティへの配慮や理解を深める機会の充実に努めます。





第5章

計画の推進

1 庁内推進体制の強化

- ・「富田林市男女共同参画施策推進本部」を中心に、関係部局間の連携を強化し、施策の着実な推進を図ります。
- ・市職員全体が男女共同参画の視点をもって事業実施できるよう努めます。

2 市民、事業者、教育関係者、関係機関との連携による推進

- ・男女共同参画社会^{*}の実現には、行政だけでなく、市全体が一体となって取り組んでいくことが重要であることから、「富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する条例」での、市、市民、事業者、教育関係者、それぞれの役割の周知を図ります。
- ・本計画の推進にあたっては、国、大阪府や他の自治体、市民、事業者、教育関係者、関係機関と相互連携を図ります。また、これまで連携が少なかった分野での積極的な連携に努めます。
- ・男女共同参画に関する市民活動グループ間の交流や活動支援事業を行う、男女共同参画の拠点施設である男女共同参画センターウィズの活性化を図ります。

3 施策の進行管理

- ・毎年、「富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する審議会」において、施策の実施状況、進捗状況を報告し、その内容について審議を行い、次年度以降の施策の推進に反映させるよう努めます。
- ・施策の進捗確認の参考とするため、重点目標ごとに数値による指標を設定します。

	指 標	現状値	中間目標値 (平成 33 年度)	目標値 (平成 38 年度)
重点目標 1	「会社や職場」が男女平等（十分、ある程度）になっていると思う人の割合（女性）（市民アンケート）	39.6% (平成 27 年度)	42.0%	44.0%
	「会社や職場」が男女平等（十分、ある程度）になっていると思う人の割合（男性）（市民アンケート）	48.2% (平成 27 年度)	50.0%	52.0%
	休日以外の日に 8 時間以上の仕事（賃金有）をしている男性の割合 （市民アンケート）	45.4% (平成 27 年度)	継続的に減少	継続的に減少
	保育所の待機児童数 （4 月 1 日時点）	6 人 (平成 28 年度)	0 人	0 人
	配偶者による介護を希望する男性の割合 （市民アンケート）	46.9% (平成 27 年度)	41.0%	36.0%
	介護保険の地域密着型サービス事業所数	41 ヶ所 (平成 27 年度)	45 ヶ所以上	45 ヶ所以上
	市の男性職員の育児休業取得率	0.0% (平成 26 年度)	13.0% (平成 32 年度)	継続的に 13.0%以上
重点目標 2	市の審議会等における女性委員登用率	20.8% (平成 27 年度)	30.0%	継続的に 30.0%以上
	市の管理職に占める女性の割合 （課長代理級以上）	21.2% (平成 27 年度)	30.0% (平成 32 年度)	継続的に 30.0%以上
	女性が考える男女共同参画社会*実現に必要な方策で「女性が働き続けられる制度」「女性の就労再就職の機会」と答えた人の割合 （市民アンケート）	77.9% (平成 27 年度)	継続的に減少	継続的に減少
	リーダー養成講座の修了生数	119 人 (平成 27 年度)	140 人	150 人
重点目標 3	男性健康寿命	78.8 歳 (平成 26 年)	78.8 歳以上	78.8 歳以上
	女性健康寿命	82.0 歳 (平成 26 年)	82.0 歳以上	82.0 歳以上

	指 標	現状値	中間目標値 (平成 33 年度)	目標値 (平成 38 年度)
重点目標 3	子宮がん検診受診率	17.7% (平成 27 年度)	22.0%	27.0%
	乳がん健診受診率	17.9% (平成 27 年度)	19.0%	28.0%
重点目標 4	DV被害を相談した人の割合 (女性) (市民アンケート)	50.9% (平成 27 年度)	70.0%	70.0%以上
	DV被害を相談した人の割合 (男性) (市民アンケート)	22.2% (平成 27 年度)	30.0%	30.0%以上
	配偶者間 (事実婚・別居中を含む) において「交友関係や行動を細かく監視する」を暴力として認識する市民の割合 (市民アンケート)	46.5% (平成 27 年度)	70.0%	90.0%
	セクハラ (性的ジョーク) を受けたことがある女性の割合 (市民アンケート)	18.5% (平成 27 年度)	18.0%	17.0%
重点目標 5	「男性は仕事、女は家庭」という考え方に賛成 (賛成、どちらかといえば賛成) する人の割合 (女性) (市民アンケート)	21.2% (平成 27 年度)	15.0%	8.0%
	「男性は仕事、女は家庭」という考え方に賛成 (賛成、どちらかといえば賛成) する人の割合 (男性) (市民アンケート)	28.8% (平成 27 年度)	20.0%	10.0%
	「社会のしきたりや慣習」が男女平等 (十分、ある程度) になっていると思う人の割合 (女性) (市民アンケート)	29.9% (平成 27 年度)	32.0%	34.0%
	「社会のしきたりや慣習」が男女平等 (十分、ある程度) になっていると思う人の割合 (男性) (市民アンケート)	42.8% (平成 27 年度)	44.0%	47.0%
	女性が「やさしく思いやりがある人に育って欲しい」と、男の子に期待する割合と、女の子に期待する割合の差 (市民アンケート)	37.5% (平成 27 年度)	継続的に減少	継続的に減少
	休日以外の日に 1 時間以内しか家事をしていない男性の割合 (市民アンケート)	62.7% (平成 27 年度)	継続的に減少	継続的に減少

参 考 资 料

日本国憲法（抜粋）

昭和 21 年 11 月 3 日憲法

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第三章 国民の権利及び義務

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相

互の協力により、維持されなければならない。
2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

(女子差別撤廃条約)

採 択 1979 年 (昭和 54 年) 12 月 18 日
(国連第 34 回総会)
日本国 1980 年 (昭和 55 年) 7 月 17 日署名
1985 年 (昭和 60 年) 6 月 25 日批准
1985 年 (昭和 60 年) 7 月 25 日発効

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献すること

を確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第 1 部

第 1 条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び

基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置

をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するための

すべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第 11 条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とす

る適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第 12 条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1 の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第 13 条

- 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- (a) 家族給付についての権利
 - (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
 - (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第 14 条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実

- 施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもつて定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によつて投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもつて委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち

9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなつた場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによつて行う。

第26条

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、

認められない。

- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第 29 条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によつて解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から 6 箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1 の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において 1 の規定に拘束されない。
- 3 2 の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第 30 条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画社会基本法

公布 平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴

いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 2 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 3 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 4 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見

を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（平成11年6月23日法律第78号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附則（平成11年7月16日法律第102号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の

任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成11年12月22日法律第160号）抄
（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(DV防止法)

公布 平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号
最終改正 平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等 (第 2 条の 2・第 2 条の 3)

第 2 章 配偶者暴力相談支援センター等 (第 3 条—第 5 条)

第 3 章 被害者の保護 (第 6 条—第 9 条の 2)

第 4 章 保護命令 (第 10 条—第 22 条)

第 5 章 雑則 (第 23 条—第 28 条)

第 5 章の 2 補則 (第 28 条の 2)

第 6 章 罰則 (第 29 条・第 30 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(定義)

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び

第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第 2 条の 2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第 5 項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 1 項の都道府県基本計画及び同条第 3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

(2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

(3) 被害者(被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

(4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する

制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

(6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自らい、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護

を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。

以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - (1) 面会を要求すること。
 - (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ

リ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳

未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第

58 条の 2 第 1 項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第 13 条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第 14 条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第 12 条第 1 項第 5 号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第 15 条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第 12 条第 1 項第 5 号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが 2 以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第 16 条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前 2 項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令を取り消す場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第 4 項の規定による通知がされている保護命令について、第 3 項若しくは第 4 項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第 3 項の規定は、第 3 項及び第 4 項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第 17 条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第 10 条第 1 項第 1 号又は第 2 項から第 4 項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して 3 月を経過した後において、同条第 1 項第 2 号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して 2 週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第 6 項の規定は、第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第 15 条第 3 項及び前条第 7 項の規定は、前 2 項の場合について準用する。

(第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令の再度の

申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令

に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

(2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

(3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

(4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しな

なければならない。

(国の負担及び補助)

第 28 条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 1 号及び第 2 号に掲げるものについては、その 10 分の 5 を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の 10 分の 5 以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 3 号及び第 4 号に掲げるもの
- (2) 市が前条第 2 項の規定により支弁した費用

第 5 章の 2 補則

(この法律の準用)

第 28 の 2 第 2 条及び第 1 章の 2 から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 2 条	被害者	被害者(第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第 6 条第 1 項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第 10 条第 1 項から第 4 項まで、第 11 条第 2 項第 2 号、第 12 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで及び第 18 条第 1 項	配偶者	第 28 条の 2 に規定する関係にある相手

第 10 条第 1 項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第 28 条の 2 に規定する関係を解消した場合
-------------	----------------------	--------------------------

第 6 章 罰則

第 29 条 保護命令(前条において読み替えて準用する第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 30 条 第 12 条第 1 項(第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第 28 条の 2 において読み替えて準用する第 12 条第 1 項(第 28 条の 2 において準用する第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10 万円以下の過料に処する。

附則抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。ただし、第 2 章、第 6 条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第 7 条、第 9 条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第 27 条及び第 28 条の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 平成 14 年 3 月 31 日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第 12 条第 1 項第 4 号並びに第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第 3 条 この法律の規定については、この法律の施行後 3 年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則(平成 16 年 6 月 2 日法律第 64 号)

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この法律の施行前にしたこの法律による

改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第2号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則(平成19年7月11日法律第113号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則(平成25年7月3日法律第72号)抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附則(平成26年4月23日法律第28号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 第1条中次世代育成支援対策推進法附則第2条第1項の改正規定並びに附則第4条第1項及び第2項、第14条並びに第19条の規定 公布の日
- 2 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

(政令への委任)

第19条 この附則に規定するもののほか、この法

律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(女性活躍推進法)

公布 平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 4 条)
 - 第 2 章 基本方針等 (第 5 条・第 6 条)
 - 第 3 章 事業主行動計画等
 - 第 1 節 事業主行動計画策定指針 (第 7 条)
 - 第 2 節 一般事業主行動計画 (第 8 条—第 14 条)
 - 第 3 節 特定事業主行動計画 (第 15 条)
 - 第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表 (第 16 条・第 17 条)
 - 第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置 (第 18 条—第 25 条)
 - 第 5 章 雑則 (第 26 条—第 28 条)
 - 第 6 章 罰則 (第 29 条—第 34 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通

じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 基本方針等

(基本方針)

第 5 条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業

生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

- 第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」とい

う。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければ

ならない。

- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

- 第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。
- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったとき。
 - (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及

び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する

法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値

を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することがで

きるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することがで

きる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定

法第 41 条第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 30 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 18 条第 4 項の規定に違反した者
- (2) 第 24 条の規定に違反した者

第 31 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 12 条第 4 項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 37 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 39 条又は第 40 条の規定に違反した者

第 32 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 10 条第 2 項の規定に違反した者
- (2) 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 2 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 33 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 29 条、第 31 条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 34 条 第 26 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 3 章（第 7 条を除く。）、第 5 章（第 28 条を除く。）及び第 6 章（第 30 条を除く。）の規定並びに附則第 5 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(この法律の失効)

第 2 条 この法律は、平成 38 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

- 2 第 18 条第 3 項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第 4 項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項

に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第 24 条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第 3 条 前条第 2 項から第 4 項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第 4 条 政府は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する条例

日本国憲法においては、個人の尊重と法の下での平等が明文化され、男女平等の実現に向けた取組が、女性差別撤廃条約を軸とした国際的な潮流と連動して進められてきている。また、男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の実現を21世紀の日本の社会を決定する最重要課題と位置付けている。

一方、急速な少子化、超高齢社会、激変する社会経済情勢の中、子育て支援の充実をはじめとする次世代を育む環境づくりを積極的に推進し、このまちで生きていくことの喜びを実感できる豊かで活力ある富田林市を築いていくためには、男女が共に生きやすい社会の形成を推進することが求められ、互いにその人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮できるよう一層の取組が必要である。

ここに、富田林市は、男女が共に生きやすい社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市における男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市並びに市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策(以下「施策」という。)の基本的な事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に推進することにより、男女が共に生きやすい社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を發揮することにより、共に責任を担い、かつ、均等に利益を享受することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する活動への参画機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 職場その他の社会的関係において、相手の意に反した性的な言動により相手に不快感若しくは不利益を与えること又は相手の就業環境等を害することをいう。

(4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等

親しい関係にある者又はあった者からの身体的、精神的、社会的、経済的若しくは性的な危害若しくは苦痛を与える行為又は与えるおそれのある行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が尊重され、男女が共にその能力を發揮する機会が確保されること。

(2) 性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女の社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

(3) 男女が社会の対等な構成員として、政策、方針等の立案、決定等に共に参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下、子育て、家族の介護等の家庭生活における活動及びその他の社会生活における活動に、共に参画することができるように配慮されること。

(5) 男女が互いの身体的特徴及び心身の変化について理解を深め、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

(6) 国際社会の取組を考慮して行われること。

(市及び市民等の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(第3項において「基本理念」という。)に基づき、施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 市は、施策の実施に当たっては、国、大阪府、市民、事業者及び教育関係者との連携に努めなければならない。

3 市民、事業者及び教育関係者は、それぞれの場において、基本理念に基づき、積極的に男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第5条 すべての人は、社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的であるかを問わず、性別によるあらゆる差別的取扱いを行ってはならない。

2 すべての人は、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 すべての人は、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(広く伝える情報への配慮)

第6条 すべての人は、広く一般に伝える情報において、性別による固定的な役割分担、異性に対す

る暴力的行為を助長する表現その他人権を侵害するおそれのある表現を行わないよう配慮しなければならない。

(男女共同参画計画)

第7条 市は、施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（次項において「ウィズプラン」という。）を定め、公表しなければならない。

2 市は、男女が共に生きやすい社会実現のため、ウィズプランに掲げる具体的施策の実現に努めなければならない。

(拠点施設)

第8条 市は、男女共同参画の推進に関する取組の支援に当たり、男女共同参画センターを拠点とし、事業の充実を図らなければならない。

(男女が共に生きやすい社会づくりを推進する審議会)

第9条 男女共同参画の推進を図るため、富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する審議会（次項において「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている富田林市男女共同参画計画は、第7条第1項の規定による計画とみなす。

富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する条例(平成23年富田林市条例第4号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について市長の諮問に応じて答申し、又は市長に対して意見を述べるものとする。

- (1) 男女共同参画推進計画に関すること。
- (2) 市が実施する男女共同参画施策に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならないものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 男女共同参画に関して学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の代表者
- (3) 市民の代表者
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が適当と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めるこ

とができる。

(報酬)

第8条 委員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例(昭和51年富田林市条例第20号)による。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、男女共同参画施策担当課において行う。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(招集等の特例)

- 2 施行日以後最初に行われる審議会その他会長及び副会長が欠けている場合の審議会の会議は、市長が招集し、会長が選任されるまでの間は、市長の指名する者がその会議を主宰する。

富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する審議会名簿

区分	氏名	所属等
学識経験者	◎和田 美智代	宝塚医療大学教授
学識経験者	○星野 智子	大阪女子短期大学学長、教授
学識経験者	岡澤 潤治	関西外国語大学教授
学識経験者	藤原 暁子	(有)フェミニストカウンセリング堺 カウンセラー
関係機関	村田 憲司	河内長野公共職業安定所長
関係機関	中道 雅夫	富田林市立小金台小学校長
関係機関	松本 武裕	大阪法務局富田林支局総務課長
公募市民	鶴岡 弘美	市男女共同参画リーダー養成講座修了生
公募市民	増永 みさえ	市男女共同参画センターウィズ登録団体
公募市民	石崎 須美	一般公募市民

◎会長 ○副会長

「第3次富田林市男女共同参画計画」策定経過

期 日	内 容
平成 27 年 8 月 25 日 ～ 9 月 24 日	男女共同参画に関する市民意識調査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調 査 対 象 20 歳以上の男女各 750 人 合計 1,500 人 ・ 標本抽出法 住民基本台帳から無作為抽出 ・ 調 査 方 法 郵送による配布、回収 ・ 有効回収数 690 ・ 有効回答率 46.0%
平成 28 年 7 月 29 日	平成 28 年度第 1 回男女が共に生きやすい社会づくりを推進する審議会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 計画策定スケジュール案の検討 ・ 第 3 次富田林市男女共同参画計画の骨子案の検討
平成 28 年 10 月 4 日	男女共同参画センターウィズ登録団体ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ・ 調 査 対 象 同センターの利用登録をしている団体 ・ 調 査 方 法 調査票への回答及び団体面談を実施
平成 28 年 11 月 4 日	平成 28 年度第 2 回男女が共に生きやすい社会づくりを推進する審議会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 次富田林市男女共同参画計画（素案）の検討
平成 28 年 11 月 28 日	平成 28 年度第 3 回男女が共に生きやすい社会づくりを推進する審議会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 次富田林市男女共同参画計画（素案）の検討
平成 29 年 2 月 1 日 ～25 日	第 3 次富田林市男女共同参画計画（素案）に対するパブリックコメント実施
平成 29 年 3 月 23 日	平成 28 年度第 4 回男女が共に生きやすい社会づくりを推進する審議会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 次富田林市男女共同参画計画（素案）に対するパブリックコメントの実施結果について ・ 第 3 次富田林市男女共同参画計画（答申案）の検討 ・ 答申

男女共同参画のあゆみ（年表）

年	世界の動き	国の動き	府の動き	市の動き
昭和20年 (1945年)	国際連合誕生 「国連憲章」採択	改正衆院法施行 (成年女子に参政権)		
昭和21年 (1946年)	国連婦人の地位委員会*設置	総選挙で初の婦人参政権行使 日本国憲法公布		
昭和22年 (1947年)		改正民法施行(家父長制度廃止) 教育基本法公布(男女教育機会均等) 労働基準法公布(男女同一賃金)		
昭和23年 (1948年)	「世界人権宣言」採択			
昭和31年 (1956年)		売春防止法制定		
昭和42年 (1967年)	「婦人に対する差別撤廃宣言」採択			
昭和50年 (1975年)	国際婦人年*世界会議 (メキシコシティ)開催 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催 総理府婦人問題担当室業務開始		
昭和51年 (1976年)	ILOに婦人労働問題担当室設置 「国連婦人の十年開始」	改正民法施行 (離婚後の氏の選択自由)	労働部労働福祉課に女性問題担当窓口設置	
昭和52年 (1977年)		「国内行動計画」策定 「国立女性教育会館」設置	大阪府婦人問題推進会議設置	
昭和53年 (1978年)			大阪府婦人問題推進会議 「女性の地位向上に関する提言」 大阪府婦人問題企画推進本部設置	
昭和54年 (1979年)	「女子差別撤廃条約*」採択			
昭和55年 (1980年)	「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)開催 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	「女子差別撤廃条約」に署名 改正民法施行(配偶者の相続1/3→1/2)	企画部府民文化室に婦人政策係設置	
昭和56年 (1981年)	「女子差別撤廃条約」発効	「国内行動計画後期重点目標」策定	「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」(第1期行動計画)策定	
昭和57年 (1982年)			企画部婦人政策室設置	
昭和60年 (1985年)	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議開催 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	改正国籍法・戸籍法施行(父母両系血統主義、配偶者の帰化条件の男女同一化) 女子差別撤廃条約批准 改正国民年金法施行(女性の年金権確立) 男女雇用機会均等法公布 生活保護基準額改正(男女差解消)	女性の社会参加等に関する調査 女性の社会参加をすすめるための拠点施設実態調査報告	

年	世界の動き	国の動き	府の動き	市の動き
昭和61年 (1986年)		婦人問題企画推進本部拡充 (構成省庁を全省庁に) 男女雇用機会均等法施行	企画部府民文化室婦人政策 室を企画部婦人政策課に改 組 「21世紀をめざす大阪府 女性プラン」(第2期行動計 画)策定	企画課に連絡調整の窓口を 設置
昭和62年 (1987年)		「西暦2000年に向けての 新国内行動計画」策定	婦人政策課を企画部から生 活文化部に移管	
昭和63年 (1988年)			大阪府婦人総合センター (仮称)推進会議設置	
平成元年 (1989年)	「子どもの権利条約」採択	新学習指導要領で中学・高 校家庭科の男女必修化決定		
平成2年 (1990年)	「婦人の地位向上のための ナイロビ将来戦略に関する 第1回見直しと評価に伴う 勧告及び結論」採択			“おんな&おとこフォーラ ム”を開始
平成3年 (1991年)		「西暦2000年に向けての 新国内行動計画(第1次改 定)」策定 中学校の家庭科男女必修開 始	女性問題についての意識調 査結果公表 「女と男のジャンプ・プラ ン」(第3期行動計画)策定 大阪府女性基金創設	女性問題についての市民意 識調査
平成4年 (1992年)		育児休業法施行	婦人政策課を女性政策課に 改称 大阪府女性施策企画推進員 制度発足 「大阪府女子労働対策推進 計画」策定	
平成5年 (1993年)	国連世界人権会議(ウィー ン)開催	パートタイム労働法施行	「男女協働社会の実現をめ ざす表現の手引き」作成	啓発誌“Vividびびっ ど”の発行 男女共同参画活動助成金制 度の創設
平成6年 (1994年)	開発と女性に関する第2回 アジア・太平洋大臣会議(ジ ャカルタ)開催「ジャカルタ 宣言及び行動計画」採択 国際人口・開発会議(カイ ロ)開催	高校の家庭科男女必修 総理府に男女共同参画室・ 男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進本部設置	「大阪府女性基金プリムラ 賞」創設 大阪府女性基金運営懇談会 設置 府立婦人会館閉館 大阪府女性総合センター (ドーンセンター)開館	女性問題懇談会の発足
平成7年 (1995年)	第4回世界女性会議(北京) 開催「北京宣言及び行動綱 領」採択	改正育児休業法施行(介護 休業制度の法制化)(一部 H11.4.1施行) ILO156号条約(家庭的 責任条約)批准	男女協働社会の実現をめざ す府民意識調査結果報告	総務部企画課に女性政策係 (現在の男女共同参画係) の新設 女性施策推進本部(現在の 男女共同参画施策推進本 部)の設置
平成8年 (1996年)		「男女共同参画2000年プ ラン」策定	大阪府女性問題懇話会「女 と男のジャンプ・プラン見 直しに向けての提言」提出	富田林市女性問題懇談会か ら「女性政策の推進をめざ す提言書」の提出 アドバイザー講座の開始 女と男のいきいきフォーラ ムの開始(広域、H10まで)
平成9年 (1997年)		男女雇用機会均等法改正 (H11.4施行) 労働基準法女子保護規定撤 廃 H11.4.1施行(一部 H10.4.1施行) 介護保険法公布	大阪府第3期行動計画(改 定)「新女と男のジャンプ・ プラン」策定	「富田林市女性行動計画ウ ィズプラン」策定
平成10年 (1998年)			女性政策課を男女協働社会 づくり課に改称 大阪府男女協働社会づくり 審議会設置 大阪府男女協働推進連絡会 議設置	ウィズプラン第1期実施計 画策定 男女共同参画推進研究会の 発足 女性問題についての市民意 識調査実施

年	世界の動き	国の動き	府の動き	市の動き
平成11年 (1999年)		児童買春・児童ポルノ禁止法施行 男女共同参画社会基本法公布・施行(6月)	男女協働社会の実現をめざす府民意識調査発表	南河内女性問題研究会の開始(広域、H13まで)
平成12年 (2000年)	国連特別総会「女性 2000年会議開催」(ニューヨーク) 「政治宣言及び成果文書」採択	「男女共同参画基本計画」策定 ストーカー行為等の規制等に関する法律施行 児童虐待法防止法施行	大阪府男女協働社会づくり審議会に「大阪府男女協働社会の実現に関する条例(仮称)の基本的な考え方について」諮問 大阪府「女性に対する暴力」対策会議設置	女性政策係が人権政策部人権政策課に異動 “おんな&おとこフォーラム”を“男女共同参画フォーラム”に名称変更 女性交流室ウィズの開室 ウィズネット(ウィズ登録グループ)による講座等の企画・実施 女性と労働に関する市民意識調査
平成13年 (2001年)		省庁再編により内閣府男女共同参画局に改組 男女共同参画会議設置 DV防止法の制定(4月)・施行(10月) 第1回「男女共同参画週間」 第1回「女性に対する暴力をなくす運動」	大阪府男女協働社会づくり審議会「21世紀を展望した男女共同参画社会*の実現に向けての総合的なビジョン」答申 男女協働社会づくり課を男女共同参画課に改称 大阪府男女協働推進連絡会議を大阪府男女共同参画推進連絡会議に改称 「大阪府男女共同参画計画(おおさか男女共同参画プラン)」策定	ウィズプラン第2期実施計画策定
平成14年 (2002年)		アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催 男女共同参画会議決定「配偶者暴力防止法」、「平成13年度監視」、「苦情処理等システム」	「大阪府男女共同参画推進条例」施行 大阪府男女共同参画施策苦情処理制度開始	女性政策係が男女共同参画係に変更
平成15年 (2003年)	女子差別撤廃条約*履行状況に関するわが国の報告書審議	次世代育成支援対策推進法公布・一部施行 少子化社会対策基本法公布・施行	「男女いきいき・大阪元気宣言事業者顕彰制度」創設 大阪府男女共同参画企画推進員「大阪府が男女共同参画のモデル職場となるために」提言 大阪府男女共同参画審議会「大阪府における男女共同参画施策等の推進方策について」答申	
平成16年 (2004年)		DV防止法改正		ウィズプラン第3期実施計画策定 男女共同参画係が人権文化部ふれあい交流課へ異動
平成17年 (2005年)	第49回国連婦人の地位委員会*	「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	男女共同参画に関する市民意識調査実施
平成18年 (2006年)		「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 男女雇用機会均等法改正(H19.4施行)	「おおさか男女共同参画プラン」改訂	富田林市女性行動計画推進懇談会(4月に廃止)から「次期(仮称)男女共同参画計画策定に向けた提言書」の提出 富田林市男女共同参画推進懇談会の設置
平成19年 (2007年)		DV防止法改正(H20.1施行) 「仕事と生活の調和」*(ワーク・ライフ・バランス)憲章「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		「富田林市男女共同参画計画」策定

年	世界の動き	国の動き	府の動き	市の動き
平成20年 (2008年)		「女性の参画加速プログラム」策定		男女共同参画係が市民人権部人権政策課へ異動 男女共同参画計画第1期実施計画策定
平成21年 (2009年)		男女共同参画のシンボルマーク決定 育児・介護休業法改正(H22.6施行)	「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定 男女共同参画に関する府民意識調査実施	
平成22年 (2010年)	国連婦人の地位委員会※ 「北京+15」記念会合(ニューヨーク)	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和のための行動指針」改定 「第3次男女共同参画基本計画※」策定		
平成23年 (2011年)	ジェンダー*平等と女性のエンパワーメント*のための国際機関(UN Women)発足		「おおさか男女共同参画プラン(2011-2015)」策定	「男女が共に生きやすい社会づくりを推進する条例」施行 男女共同参画計画第2期実施計画策定 男女共同参画に関する市民意識調査実施 男女が共に生きやすい社会づくりを推進する審議会の設置
平成24年 (2012年)	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画策定	「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(2012-2016)」策定	
平成25年 (2013年)		男女雇用機会均等法改正(H26.7施行) DV防止法改正(H26.1施行) 「日本再興戦略(H25.6.14閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる		
平成26年 (2014年)	第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「日本再興戦略」改訂2014(H26.6.24閣議決定)に「女性が輝く社会」の実現」が掲げられる 「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置	男女共同参画社会*に関する府民意識調査実施	男女共同参画計画第3期実施計画策定
平成27年 (2015年)	国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合(ニューヨーク) 第3回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択 「持続可能な開発のための2030アジェンダ※」採択	女性活躍推進法公布・一部施行 「第4次男女共同参画基本計画」策定	OSAKA女性活躍推進会議を設置 女性が輝くOSAKA行動宣言発表	男女共同参画に関する市民意識調査実施
平成28年 (2016年)		女性活躍推進法完全施行 「女性活躍加速のための重点方針2016」策定 「女性の活躍推進のための開発戦略」策定	「おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)」策定	
平成29年 (2017年)			「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2017-2021)」策定	「第3次富田林市男女共同参画計画」策定(3月)

用語解説

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

友人、知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのことをいいます。

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

エンパワーメント

力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のことをいいます。

グローバル化

グローバリゼーション(globalization)のことで、社会的あるいは経済的な関連が、国家や地域などの境界を超えて、地球規模に拡大してさまざまな変化を巻き起こす現象のことをいいます。

国際婦人年

昭和47(1972)年の第27回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、昭和50(1975)年を国際婦人年とすることが決定されました。また、国際婦人年に続く昭和51(1976)年～昭和60(1985)年までの10年間は「国連婦人の十年」とされました。

国連婦人の地位委員会

経済社会理事会(Economic and Social Council)の機能委員会の一つで、昭和21(1946)年に設置されました。政治・市民・社会・教育分野等における女性の地位向上に関し、経済社会理事会に勧告・報告・提案等を行うこととなっており、経済社会理事会はこれを受けて、総会(第3委員会)に対して勧告を行います。

固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)とといいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことをいいます。平成19(2007)年、政府の関係閣僚、経済界、労働界、地方公共団体の代表等からなる「官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、平成22(2010)年には、一層の取組の決意を表明するため、政労使トップによる合意が結ばれました。

女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）

昭和 54（1979）年に国連総会でわが国を含む 130 か国の賛成によって採択され、昭和 56 年（1981）年に発効しました。わが国は昭和 60（1985）年に批准しました。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定しています。

なお、同条約第 1 条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されています。

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

平成 13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDGs）の後継として平成 27（2015）年に国連で採択された、平成 28（2016）年から平成 42（2030）年までの国際目標。MDGs の残された課題（例:保健、教育）や新たに顕在化した課題（例:環境、格差拡大）に対応するように、新たに 17 ゴール・169 ターゲットからなる持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）が設けられており、ゴール 5 ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女児のエンパワーメントが掲げられています。

ストーカー行為

恋愛感情などの好意の感情、その感情が満たされなかったことへの怨みなどの感情を充足させる目的で、相手や相手の配偶者、親族などにつきまとい等の行為を繰り返し行うことをいいます。ストーカー事件の多発を受け、平成 12（2000）年「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が施行されました。

性的マイノリティ

同性愛者、バイセクシュアル(恋愛、性愛の対象が男女両方に向かう人や、相手の性別にこだわらない人)、トランスジェンダー（性同一性障がいなど心と体の性が一致しない人）、インターセックス(先天的に身体上の性別が不明確な人)などの人々の総称のことをいいます。

性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成 6（1994）年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成 7（1995）年の第 4 回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされています。

なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされています。

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するためにポジティブ・アクションの導入が必要です。

セクシュアル・ハラスメント

相手方の意に反したり、他の者を不快にさせる性的な、あるいは性差別的な性質の言動をいい、それにより就業、学業等において一定の不利益を与えたり、環境を著しく悪化させることをいいます。

男女共同参画基本計画

政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。男女共同参画社会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、現行の計画は平成27(2015)年に閣議決定されています。

また、都道府県及び市町村においても、同法第14条により、区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を、都道府県は国の計画を勘案して定めなければならないことが、市町村は国の計画及び都道府県の計画を勘案して定めるよう努めなければならないことが規定されています。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11(1999)年6月23日法律第78号として、公布、施行されました。

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））

夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力のことをいいます。身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれます。その中でも恋人同士の間で起こる暴力を「デートDV」とよんでいます。

※「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成26年1月3日改正）第1条第1項に定める「配偶者からの暴力」の「配偶者」には、事実婚を含むほか、配偶者から暴力を受けたあとに離婚（事実婚であった者が、事実上離婚したと同様の状態を含む。）をし、引き続き暴力等を受けた者、並びに、生活の本拠を共にする交際相手や生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を受けたあとに関係を解消し、引き続き暴力を受けた元交際相手は含みますが、生活の本拠を共にしない交際相手は含まれません。「配偶者からの暴力」は、身体的暴力のみならず、精神的・性的暴力も含まれます。

フレックスタイム制度

1か月以内の一定期間（清算期間）における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度のことです。

マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産・育児休業などを理由とする不利益な取り扱いを行うことをいいます。

メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。

ロールモデル

将来像を描いたり、自分の理想や目標を実現するための具体的な方法や計画を考える際の模範や手本となる人物のことをいいます。

ウィズプラン（With Plan）には、
「女性と男性が一緒になって、男女共同参画社会の
実現をめざす」という意味が込められています。

第3次 富田林市男女共同参画計画
ーウィズプランー

平成 29（2017）年3月発行

編集・発行 富田林市 市民人権部 人権政策課

〒584 - 8511 大阪府富田林市常盤町 1-1

TEL：0721 - 25 - 1000

FAX：0721 - 25 - 9037